

第3章

分野別に見た外交





第1節

国際社会の平和と安定に向けた取組

【総論】

日本及び日本国民の平和と繁栄を確保するためには、国際社会全体の平和と安定が不可欠である。2005年も、国際社会は複雑な要素をはらんだ地域紛争や国際テロ、大量破壊兵器等の拡散といった脅威に直面し、それらへの対応に尽力する一年となった。このように依然として不確実、不安定な要素を内包した国際社会が21世紀の新しい国際秩序を模索する中で、日本は日米同盟と国際協調の基礎の上に積極的に外交政策を展開しつつ、望ましい秩序形成に努めている。このような努力は、これまで進めてきた3つの柱からなる安全保障政策（①適切な防衛力の整備、②日米安全保障体制の堅持、③日本を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力）とともに今後とも推進していく考えである。

日米安全保障体制については、日米安全保障条約を引き続き堅持し、米軍の前方展開の下で日本の安全を確保することが必要であり、日本は、米国との同盟関係を一層強固なものとしていく考えである。こうした努力の一環として、日米両国は、共通の戦略目標について確認した上で、自衛隊と米軍の役割・任務・能力の検討及び抑止力の維持と沖縄をはじめとする地元の負担軽減という観点からの在日米軍の兵力態勢の

再編という課題に取り組んでいる。

さらに日本は、日本及び日本国民の安全と繁栄を確保するとともに、日本を取り巻く国際環境の安定を確保するため、様々なレベルでの不断の外交努力を積み重ねている。日本は、イラク復興支援やアフガニスタン内外におけるテロとの闘いの一環として自衛隊を派遣してきている。また日本は、国際社会が直面する課題に国連が効果的に対応できるよう、安保理改革をはじめとする国連改革を推し進めている。日本も含めた各国が支持してきた平和構築委員会の設置が国連で正式に決定されたことは、今後国連が国際社会の平和と安定に向けた取組を進めるに当たって重要であり、日本は同委員会を通じた国際社会への貢献を積極的に進めていく。

日本は、地域の安定を図るための二国間、多国間の協力、様々な国・地域との信頼醸成に向けた政治・安全保障対話及び協力、核兵器不拡散条約（NPT）等の軍縮・不拡散体制の強化、紛争の予防のための取組や国連平和維持活動（PKO）への協力等を通じた地域紛争への対応、域内各国の経済発展への支援・協力を通じた地域の安定性の増大、国際テロの防止・根絶のための努力等の分野で、引き続き積極的な役割を果たしていく考えである。

1. 日米安全保障体制

【総論】

アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散な

ど、不安定な要素が存在する。特に、2001年9月11日の米国同時多発テロは、従来と比較して抑止力が効きにくく、予測が困難な新たな脅威を顕在化させた。このような

安全保障に関する日米間の協議の場（2006年3月現在）

名称	内容	構成員または参加者	
		日本側	米国側
日米安全保障協議委員会 (SCC)（「2+2」会合）	日米両政府間の理解の促進に役立ち、安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で、安全保障の基盤をなし、かつ、これに関するものについて協議。	外務大臣 防衛庁長官等	國務長官 国防長官等 (1990.12.26以前は駐日米大使、太平洋軍司令官)
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換。	(厳格には定められていないが、近年は) 外務省北米局長 防衛庁防衛局長等	國務次官補 国防次官補等
日米合同委員会	日米地位協定の実施に関して、相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と米国政府との間の協議機関。	外務省北米局長 防衛施設庁長官等	在日米大使館公使 在日米軍司令部副司令官

新たな安全保障環境の下、日米安全保障条約（以下、日米安保条約）に基づく日米安全保障体制（以下、日米安保体制）は、これまで日本を含む極東のみならず、アジア太平洋地域の平和・安定と繁栄の実現に有効に寄与してきている。また、日本は、自らの自衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態に対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で安全を確保することが必要である。

このような観点から、日米安保体制の信頼性を一層高めるために、たゆみない努力を続けていく必要がある。その一環として、日本は、米国との安全保障に関する協議を強化するとともに、新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」^(注1)に基づき、日本有事の際の日米共同対処や周辺事態の際の日米相互協力について、2004年6月に成立した有事関連法制も踏まえつつ、検討作業を引き続き実施している。

(1) 米軍のグローバルな軍事態勢の見直し

冷戦終結以降、米国をはじめ日本も含む西側諸国がかつて直面したソ連という脅威は消滅した一方で、国際テロ、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散など抑止力が効かず、非対称でより予測が困難な新たな脅威が顕著化している。米国はこのような新たな安全保障環境における課題に対処するため、軍事技術の進展を活用し、より機動性の高い態勢を実現することを目標に、米軍の全世界的な軍事態勢の見直しを行っており、日本を含めた同盟国、友好国等と緊密に協議してきている。2002年12月にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会

（以下、「2+2」会合）（図表「安全保障に関する日米間の協議の場」参照）で、新



「2+2」会合後に記者会見に臨む日米両国の外務・防衛担当閣僚（10月29日、ワシントン）

(注1) 日米安保体制を円滑で効果的に運用するため、日米防衛協力の基本的な枠組みや方向性などについて規定したもの。1997年に策定された。ただし、条約や協定と異なり法的な拘束力を持つものではない。

たな安全保障環境における日米両国の防衛態勢を見直すことを含め、両国間の安全保障に関する協議の強化が決定されて以来、日米両国は緊密な協議を継続している。

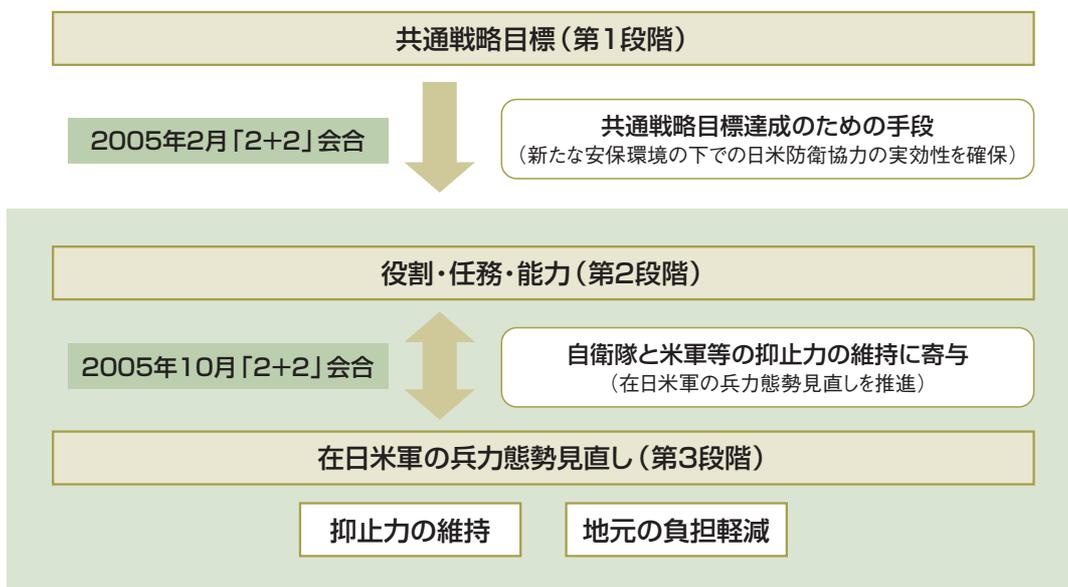
町村外務大臣が出席した2月の「2+2」会合で、日米両国の閣僚は、新たな安全保障環境において両国が追求すべき共通の戦略目標を確認した。さらに、10月の「2+2」会合では、この戦略目標を追求するための日米間の安全保障・防衛協力において、日米がどのような役割や任務を担い、そのためにどのような能力を備えるべきかに関する検討や、「抑止力の維持」と「地元の負担軽減」という2つの大きな目標を実現するための兵力態勢の再編に関する検

討を行い、その結果をとりまとめた共同文書を出した。これらの取組は、日米安保体制の基盤を更に固めるとともに、日米同盟の今後の方向性を明らかにするものであった。

今後とも、日米間の安全保障協力の実効性を向上させるため継続的な取組を進めるとともに、日米安保体制に対する国民の信頼と支持を固めるといふ長期的な観点からも、米軍施設・区域が所在する地元の方々の負担について可能な限り軽減を図っていくことが重要である（図表「日米協議の全体像」「兵力態勢の再編に関する勧告の内容」参照）。

日米協議の全体像

新たな安全保障環境を踏まえた日米同盟の方向性についての協議



兵力態勢の再編に関する勧告の内容

以下の具体案について、二国間及び国内の調整を速やかに実施する。

- 共同統合運用調整の強化
- 米陸軍司令部能力の改善（キャンプ座間）
- 航空司令部の併置（横田飛行場）
- 横田飛行場及び空域（空域削減と軍民共用化）
- ミサイル防衛（Xバンド・レーダー、PAC-3及びSM-3等）
- 米海兵隊の再編
 - 普天間飛行場移設の加速
- 第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）司令部のグアム等への移転
- 土地の返還及び施設の共同使用
- SACO最終報告の着実な実施
- 空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐
- 訓練移転（嘉手納、三沢、岩国から他の軍用施設へ分散）
- 在日米軍施設の収容能力の効率的な使用

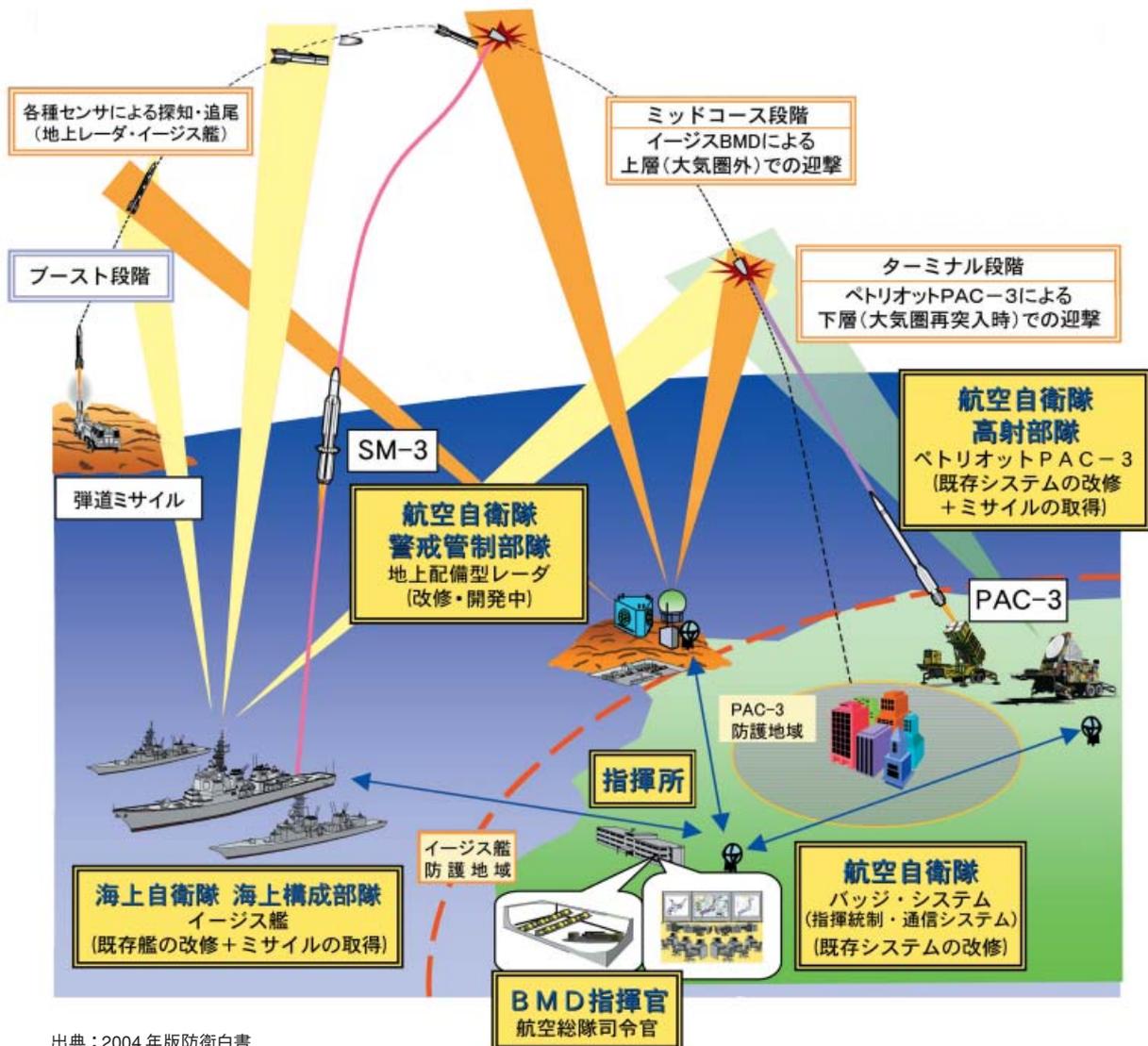
(2) ミサイル防衛

弾道ミサイル防衛システム（BMD）は、弾道ミサイル攻撃から日本国民の生命・財産を守るための純粋に防御的ではおかに代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする日本の防衛政策にふさわしいとの考えに基づき、政府は2003年12月にその整備を決定した（図表「BMD整備構想・運用構想」参照）。

1999年から実施してきた海上配備型上層システムの日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たため、政府は12月、安全保障会議と閣議で弾

道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に着手することを決定した。同時に、武器輸出三原則等の拠って立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、武器の輸出管理については今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を踏まえ、「本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与すること」とする内閣官房長官談話を発表した^(注2)。

BMD整備構想・運用構想



出典：2004年版防衛白書

(注2) 武器輸出三原則等との関係では、2004年12月、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、日本の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと」とする内閣官房長官談話を発表している。

(3) 在日米軍駐留経費負担

政府は、日米安保体制の円滑で効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観点から、日米地位協定の範囲内で、米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備費（FIP）等を負担しているほか、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱水料、訓練移転費を負担している。

2001年4月に発効した特別協定が2006年3月末に終了することから、2005年2月の「2+2」会合以降、今後の在日米軍駐留経費負担の在り方について日米間で協議してきた。その結果、12月、2006年4月からの新たな特別協定を、これまでの協定の負

担の枠組みを維持し、労務費についての上限の労働者数や光熱水料についての上限の調達料を据え置きつつ、米国側がより一層節約努力すること、また協定の対象期間を従来の5年間ではなく更に暫定的な2年間とすることで合意し、2006年1月に麻生外務大臣とゼーリック米国国務副長官との間で署名された。政府としては、2006年度のFIPについては、日本の厳しい財政事情にかんがみ、一層の節減に努め、同年度の在日米軍駐留経費負担を全体として抑制していく方針である。

(4) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑で効果的な運用のためには、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

特に、在日米軍施設・区域の約75%が存在する沖縄県の県民の負担を軽減することが重要であることについては、日米首脳会談、外相会談など累次の機会に確認されている。政府は、1996年12月にとりまとめた沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告^(注3)の着実な実施に取り組んできたが、さらに在日米軍の兵力態勢の再編を通じて、普天間飛行場の早期移設・返還をはじめ、引き続き沖縄の負担軽減に努めていく考えである。

施設・区域周辺の住民の負担を軽減するために政府が取り組んでいる日米地位協定の運用改善についても、国民の目に見える形で一つひとつ成果を上げていくことが重要であるとの考えから、具体的な取組を進



この画像は、著作権等の関係で表示出来ません。

めてきている。日米地位協定の下での刑事裁判手続きについて、2003年6月以降行われてきた日米交渉の結論として、2004年4月、日米間の捜査協力の強化等に関する日米合同委員会合意を作成し、一定の場合には米軍の代表者が日本側当局による被疑者の取調べに同席することが認められることになった^(注4)。2006年1月に横須賀で発生した米軍人による日本人女性殺害事件では、被疑者の身柄が極めて迅速に日本側に引き渡されたが、この事案で2004年4月の

(注3) 米軍施設・区域の集中による沖縄県民の負担を軽減するため、在沖縄米軍施設・区域を整理・統合・縮小し、また、米軍の運用を調整する方策を日米両国政府がとりまとめた報告。1996年12月2日、日米安全保障協議委員会にて承認。

(注4) 日米地位協定上、日米双方の裁判権を行使する権利が競合する事件に関し、以下の場合に、米国側からの要請に基づき、当該事件について米軍当局が速やかに捜査を行うことができるようになるため、当該事件について捜査権限を有する米軍司令部の代表者が日本側当局による被疑者の取調べに同席することが認められることとなった。①日本側当局が、1995年合同委員会合意（刑事裁判権手続きに関するもの）に基づく被疑者の起訴前の拘禁の移転を日本が要請する可能性があると認める場合、②1995年合同委員会合意に基づき、日本に対し被疑者の起訴前の拘禁の移転が行われた場合。

合同委員会合意が初めて適用された。また、2004年8月に沖縄県宜野湾市で発生した米軍ヘリ墜落事故を受け、日米間で協議した結果、4月、日米合同委員会で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」^(注5)が承認された。在日米軍施設・区域に係る環境問題については、2003年8月、2004年4月、2005年7月の時点で、使用済みとなっていたポリ塩化ビフェニル（PCB）含有物質すべてが米国に向けて搬出された。

SACO 案件以外の在日米軍施設・区域についても、整理・返還に向けた取組は着実に行われている。2003年2月以降、日米間で協議してきた神奈川県内の在日米軍施設・区域の整理等に関し、2004年9月、横浜市内の6施設・区域の返還に向けた具体的な道筋について、「池子住宅地区及び海軍補助施設」（横浜市域）における住宅等の建設とあわせ、両国間で一致し、2005年10月、小柴貯油施設の陸上部分全域・制限水域の一部の返還予定につき日米合同委員会で合意された。

2. テロ対策

【総論】

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会はテロ対策を最優先課題の一つと位置付け、国連やG8など多国間の枠組み、アジア太平洋経済協力（APEC）など地域的な協力、二国間協力など様々な場において、テロ対策の強化が合意・確認され、テロとの闘いに関する政治的意思の強化と実質的協力が進展している。具体的には、アフガニスタン等でテロリストの摘発が継続され、テロ資金対策をはじめとする幅広い分野で関係国間の協力が展開されており、テロ対処能力が不足している途上国等に対する能力向上のための支援（キャパシティ・ビルディング支援）も実施されている。また、2005年は、海洋航行不法行為防止条約^(注6)及び核物質防護条約^(注7)の改正並びに核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（仮称。以下、核テロリズム防止条約）の採択等、新たな法的枠組みが整備された。このように、テロによる悲劇を防止するための努力が推進され、着実に成果を上げている。

近年の国際社会のテロとの闘いにより、国際テロ組織アル・カーイダ等の指導部の能力は減退し、戦闘員も減少していると考えられるが、いまだにその勢力を軽視することはできない。加えて、同組織の支援や思想的な影響を受けた関連組織や、独立しつつもその思想を信奉すると考えられるローカルな組織による世界規模のイスラム過激主義運動が新たな脅威となっている。2005年にも、フィリピン・マニラ等での連続爆弾テロ事件（2月14日）、ロンドンでの連続爆弾テロ事件（7月7日）、日本人1名が犠牲となったインドネシア・バリ島での同時爆弾テロ事件（10月1日）、ヨルダン・アンマンでの同時自爆テロ事件（11月9日）など、世界各地で多くのテロ事件が発生している。このように、日本人旅行者や在留邦人、日本企業が多く存在し、政治、経済、社会全般に深い関係を有する東南アジア地域を含め、国際テロの脅威は依然として深刻である。

科学技術の発展に支えられ、国際社会でヒト・モノ・カネ・情報の流動性が飛躍的に高まっている中、国際テロリストもま

(注5) 米軍航空機が墜落または目的地以外に着陸を余儀なくされた場合、米軍は日本当局に通報するとともに、現場保全や救助など必要な措置を行うなどとするもの。

(注6) 正式名称は、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約。

(注7) 正式名称は、核物質の防護に関する条約。

2005年に発生した主なテロ事件の例

2月14日

フィリピン・マニラなどにおける連続爆弾テロ事件

フィリピンの首都マニラ首都圏マカティ市で、バスターミナルに停車中のバスが爆破され、また、南部の都市ジェネラルサントスでも同日、乗り合いオートバイ乗り場近くで爆発が発生。また近くのダバオ市でもほぼ同時刻に乗り合いジープ乗り場で爆発が発生し、これら3か所の連続爆弾テロで12人が死亡、100人以上が負傷した。

3月19日

カタール・ドーハにおける爆弾テロ事件

カタールの首都ドーハの英国人学校近くにある劇場外で、自動車爆弾が爆発。1人が死亡、12人が負傷した。

4月3日

タイ南部における連続爆弾テロ事件

タイ南部ソクラー県のハートヤイ空港、ハートヤイ市内及びソクラー市内の3か所で爆弾テロが相次いで発生し、1人が死亡、20人が負傷した。

7月7日

ロンドンにおける連続爆弾テロ事件

英国・ロンドン市内中心部において、地下鉄3か所及びバス1台にて自家製と見られる爆発物がほぼ同時に爆発し、52人が死亡、約700人が負傷した。

7月23日

エジプト・シャルム・エル・シェイクにおける同時爆弾テロ事件

エジプト東部シナイ半島のシャルム・エル・シェイクにおいて複数の自動車爆弾などが爆発し、88人が死亡、約200人が負傷した。

8月17日

バングラデシュ各地における同時爆弾テロ事件

バングラデシュ各地において400個以上の小型爆弾が相次いで爆発し、2人が死亡、150人以上が負傷した。

10月1日

インドネシア・バリ島における同時爆弾テロ事件

インドネシア・バリ島のジンバラン地区及びクタ地区の計3か所において自爆テロが発生し、20人(邦人1人を含む)が死亡、100人以上が負傷した。

10月29日

インド・デリーにおける連続爆弾テロ事件

インドの首都デリーにおいて、2か所の市場及びバス1台において相次いで爆弾が爆発し、67人が死亡、298人が負傷した。

11月9日

ヨルダン・アンマンにおける同時自爆テロ事件

ヨルダンの首都アンマンの3か所のホテルにおいて自爆テロが発生し、60人が死亡、100人以上が負傷した。

た、インターネットや国際交通網など現代社会の特性を最大限に活用して、一般市民の日常生活を脅かす活動を展開している。こうした状況下で、テロ防止のためには、国際社会が協調してテロに対し断固とした姿勢を示すとともに、テロリストに活動の拠点を与えない、資金・武器などテロを実行するための手段を絶つ、テロの標的となり得る施設・機関等の脆弱性を克服する、また、テロ対処能力が不足している途上国を支援することが重要となっている。具体的には、テロリストを厳正に処罰するための国際的な法的枠組みの強化、テロ資金対策、交通保安体制の強化、出入国管理の強化、大量破壊兵器などの不拡散といった幅広い分野における取組を継続・強化してい

くことが必要である。

テロは国家及び国民の安全上の問題のみならず、投資・観光・貿易等に対する影響を通じ、一般市民の経済生活にも重大な影響を与え得る問題である。我々一人ひとりがテロを市民生活に対する挑戦としてとらえ、テロ防止に協力することが必要である。日本は、いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場から、テロ対策を自らの問題ととらえ、他国に対する支援や国際的な法的枠組みの強化をはじめとする多岐にわたる分野で、引き続き国際社会と協力して積極的にテロ対策を強化していく考えである。

(1) 国際社会の取組の進展

2005年を通じ、国際社会はこれまでに達成された成果を基礎に、多国間及び地域的なレベルでの協力を推進し、国際テロ対策を一層強化してきた。

G8では7月7日、英国・グレンイーグルズでの主要国首脳会議（G8サミット）開催期間中、ロンドンで地下鉄等爆弾テロ事件が発生したことを受け、「G8及びブラジル、中国、インド、メキシコ並びに南アフリカの首脳並びに参加した国際機関の長による声明」を同日発表し、テロとの闘いに対する国際社会の結束と決意を示した。また、テロリストの活動阻止、新たな世代のテロリスト出現の予防、テロ攻撃からの共同体の防護、テロ攻撃による被害の最小化、テロの脅威と個人の権利、国際的な能力の構築、国際的なパートナーシップの強化等を内容とする「G8テロ対策声明」を採択した。

国連では4月、1997年から交渉が続けられてきた放射性物質や核爆発装置等を使用したテロを予防するための核テロリズム防止条約が採択され、テロ防止の法的枠組みの整備が進展した。さらに、9月には、国連安保理首脳会合でテロの扇動行為の禁止等を促した安保理決議1624が採択された^(注8)。また、安保理決議1535によって設置

が決まったテロ対策委員会事務局(CTED：Counter-Terrorism Committee Executive Directorate)の活動体制が整い、米国同時多発テロ直後に採択された安保理決議1373の履行のための体制が一層強化された^(注9)。

そのほか、テロ資金対策分野では金融活動作業部会(FATF)^(注10)が、テロ対処能力向上支援に関してはテロ対策行動グループ(CTAG)^(注11)が活動を展開するなど、様々な分野でテロを予防・根絶するための多国間協力が進められている。9月にはインドネシア・ジャカルタで、国際海事機関(IMO)が中心となり、マラッカ・シンガポール海峡の安全問題に焦点を当てた国際会議が初めて開催され、沿岸国や主要な利用国が参加するなど、海上テロ対策を含む同海峡の安全確保に関する国際協力が進展した。

地域レベルでは、APECのテロ対策タスクフォース(CTTF)における検討を経て、11月のAPEC首脳宣言(釜山宣言)で、テロ対策に関する具体的な取組を今後進めていくことが確認された^(注12)。また、ASEAN地域フォーラム(ARF)でも、アジア太平洋地域におけるテロ防止のための協力及び諸条約の締結促進に向けた進展が見られた^(注13)。

(2) 日本の取組

(イ) テロ対策特別措置法

テロ対策特別措置法(以下、テロ対策特措法)は、2001年9月11日の米国同時多発

テロが国連安保理決議1368で国際の平和と安全に対する脅威と認められたことなどを踏まえ、日本が国際的なテロの防止・根絶

(注8)安保理決議1624は、国連憲章第7章下の決議ではないものの、加盟国に対してテロの扇動を禁止するよう促すことを含め、テロ対策を一層強化することを内容としたもの。

(注9)安保理決議1535(2004年3月26日採択)は、テロ対策委員会(CTC)に対し安保理決議1373の履行状況を監視するとのマンデートを達成するために更なる手段を付与するもので、国連事務総長に直結した事務局長(Executive Director)によって率いられるCTC事務局(CTED)を新たに設置することを内容としたもの。

(注10)1989年のG8アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄(マネー・ロンダリング)対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本のほか、経済協力開発機構(OECD)加盟国を中心に31か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

(注11)2003年6月のG8エビアン・サミットにおいて採択された「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上G8行動計画」により創設が決定され、その主たる目的は、キャパシティ・ビルディング支援に関する要請の分析や需要の優先付け、及びこれらの被援助国におけるCTAGメンバーによる調整会合の開催。2005年12月までに計8回開催されている。

(注12)テロ対策タスクフォース(CTTF：Counter-Terrorism Task Force)は、2003年に設置され、①テロ対策に係る首脳宣言等の実施状況の確認、②APEC内で実施されているテロ対策関連技術協力等の調整、③APECの関連会合間のテロ対策等に関する取組の調整、を主な目的としている。

(注13)2005年7月の第12回ARF閣僚会合において、「テロリズム及び他の国境を越える犯罪に対する闘いにおける協力強化に当たっての情報共有及びインテリジェンスの交換並びに身元証明書等の安全性確保に関するARF声明」が採択された。

のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与することを目的として制定された。

米国、英国、フランスをはじめとする諸外国は、インド洋上におけるテロリストの移動や武器・弾薬等の関連物資の海上移動を阻止または抑止することを目的として、「不朽の自由作戦」に基づく海上阻止活動（OEF-MIO：Operation Enduring Freedom-Maritime Interdiction Operation）を実施している。日本は、同法に基づく協力支援活動として、2001年12月から、海上阻止活動に従事する米英等の艦船に対し、海上自衛隊による給油支援等を実施している。

2003年11月にはテロ対策特措法を2年間延長し、さらに、2004年10月の基本計画の延長時には、海上阻止活動の効率性を促進するとの観点から、従来の艦船用燃料に加え、艦艇搭載ヘリコプター用燃料や水の補給もできるように協力支援活動の内容を変更した。また、国際社会は米国同時多発テロ以降、「不朽の自由作戦」などでテロ対策に一致団結した取組を続ける中、7月のG8グレンイーグルズ・サミットや9月の安保理首脳会合の結果を踏まえ、11月にテロ対策特措法を1年間延長した。

(ロ) その他（人材育成、キャパシティ・ビルディング支援など）

日本は、国際テロの防止・根絶には、幅広い分野で国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要との考えの下、政治的意思の形成、各分野における対策の強化、途上国に対する支援等のいずれの面においても、積極的に参加してきている。

9月には、小泉総理大臣が国連首脳会合

に出席した機会に核テロリズム防止条約に署名し、日本として今後とも積極的にテロ対策に取り組んでいく意志を内外に示した。また、日本は1月から国連安保理非常任理事国として、安保理の下部委員会であるテロ対策委員会（CTC）や対アル・カーイダ、タリバーン制裁委員会等の議論に貢献し、また、CTCの評価や支援調整機能改善に関する委託調査を米国のシンクタンクに行わせるなどテロ対策に関する効果的な取組を先導する役割を果たしているほか、CTAG等の多国間協力にも参画している。同時に、テロリスト等に対する制裁措置を定める安保理決議を誠実に履行し、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて、2005年末までの累計でウサマ・ビン・ラーディンをはじめとするアル・カーイダ関係者など合計500の個人と団体に対し、資産凍結措置を実施している。また、APECでは、11月に採択された閣僚共同声明に、紛失盗難旅券情報を国際刑事警察機構（ICPO）の関連データベースへ早期に提供開始するべきとの提案が、日本のイニシアティブで盛り込まれた。

日本は、国際的なテロ対策協力への取組で、特に途上国等に対するキャパシティ・ビルディング支援を重視しており、主に東南アジア地域を重点として、政府開発援助（ODA）も活用した支援を継続、強化している。具体的には、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧CBRN（化学、生物、放射性物質、核）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約^(注14)、などの分野でセミナーを開催し、2005年は総計約355名の研修員を受け入れ、2002年のAPEC首脳会議で小泉総理大臣が表明

(注14)テロ防止関連条約は、①航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約（航空機内の犯罪防止条約（東京条約））、②航空機の不法な奪取の防止に関する条約（航空機不法奪取防止条約（ヘグ条約））、③民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（民間航空不法行為防止条約（モントリオール条約））、④国際的に保護される者（外交官を含む）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約（国家代表等犯罪防止処罰条約）、⑤人質をとる行為に関する国際条約（人質行為防止条約）、⑥核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）、⑦1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する、国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書（空港不法行為防止議定書）、⑧海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（海洋航行不法行為防止条約）、⑨大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書（大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書）、⑩可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約（プラスチック爆薬探知条約）、⑪テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（爆弾テロ防止条約）、⑫テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（テロ資金供与防止条約）、及び⑬核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）。日本は発効済みの①～⑫すべての条約を締結しており、⑬についても2005年9月に署名した。

したテロへの対処に関する日本のキャパシティ・ビルディング支援について、着実にフォローアップしている^(注15)。また5月には、インドネシア国家警察の能力強化のための捜査・鑑識など関連機材の整備に対して、総額4.49億円の無償資金協力の供与を決定した。なお、2006年度予算では、途上国が経済社会開発に取り組む上で不可欠で、日本の安全にも直結するテロ・海賊等の治安対策への支援を一層強化することを目的として、総額70億円のテロ対策等治安無償支援の枠組みを新設した。また、日本が100万ドルを拠出しているアジア開発銀行（ADB）の「地域的貿易・金融安定化イニシアティブ（基金）」では、インドネシア、フィリピン、マレーシアに対するテロ資金対策関連プロジェクトが進められている。さらに、2004年12月10日に決まった「テロの未然防止に関する行動計画」も踏まえ、タイに対して文書鑑識指導者を派遣

するとともに最新式の関連機材を供与して、出入国管理体制の強化を支援した。

二国間レベルの取組としては、国際テロ対策担当大使を中心に、引き続き各国とテロ情勢やテロ対策協力に関する意見交換などを行っている。7月に東京でインドとの初の二国間テロ協議を実施したほか、9月にワシントンで日米豪テロ対策総合協議を開催、また、10月に東京で欧州連合（EU）と第2回日・EUテロ協議を開催した。11月には、プーチン・ロシア大統領の訪日の際に、日露間で「テロリズムとの闘いにおける協力の分野における行動プログラム」を作成した。さらに、12月、マレーシア・クアラルンプールで開催された日・東南アジア諸国連合（ASEAN）首脳会議で、日本は、2006年の早い段階に日・ASEANテロ対策対話を開催することを提案し、ASEAN側と合意した。

(注15) 7月には前年に引き続き、マレーシア・クアラルンプールの東南アジア地域テロ対策センター（SEARCCT）において、東南アジア諸国等を対象に「生物テロの事前対処及び危機管理セミナー」を開催した。

日本の国際テロ対策協力

1. グローバルな協力

- テロ対策特別措置法（2001年10月29日成立）に基づき、米軍等により、インド洋にて展開されている「不朽の自由作戦」の一環としての海上阻止活動に従事する艦船に対する燃料補給支援活動を実施。2003年11月には同法の効力を2年間延長。2005年11月には1年間再延長することを決定。
- テロ防止関連条約については、発効済みの12本すべてを締結済み。また、2005年4月に国連総会で採択された核テロリズム防止条約については、署名開放直後の同年9月、小泉総理大臣が署名した。
- G8、国連（特にテロ対策委員会（CTC））、FATF等の国際機関・枠組みを活用し、幅広い協力体制の構築に寄与。
- 安保理決議1267、1333及び1390、または1373に基づき、タリバン関係者等及びその他のテロリスト等計500個人・団体に対し、外為法に基づく資産凍結等措置を実施中（2006年1月12日現在）。

2. 地域レベルの協力

- ASEAN：2005年12月13日、マレーシア・クアラルンプールにて開催された日・ASEAN首脳会談において発表された共同声明において、テロ対策に関する協力を引き続き進めていくことを確認。
- APEC：2005年11月の韓国・釜山にて開催された第13回首脳会議における釜山首脳宣言において、テロ対策に関する具体的な取組に合意。テロ対策タスクフォース（CTTF）会合を3回開催。
- ARF：2005年7月のラオスにて開催された第12回ARF閣僚会合において、「テロリズム及び他の国境を越える犯罪に対する闘いにおける協力強化に当たっての情報の共有及びインテリジェンスの交換並びに身元証明書の安全性確保に関するARF声明」を採択。
- ASEM：2005年11月、インドネシアにおいて「第3回ASEMテロ対策セミナー」が開催され、日本も参加。
- バリにおけるテロ対策閣僚会議：2004年2月、インドネシア・バリ島にてオーストラリアとインドネシアの共催によるテロ対策閣僚会議が開催され、アジア太平洋諸国等が参加。日本からは逢沢外務副大臣が出席。同会議のフォローアップとして、同年12月に「テロ資金供与防止条約締結促進セミナー」を東京で主催したのに引き続き、2006年1月には「テロ防止関連条約締結促進セミナー」を同じく東京で主催。

3. 二国間レベルの協力

- 日印テロ協議 東京にて開催（7月1日）
- 日米豪テロ対策総合協議 ワシントンにて開催（9月21日、22日）
- 日・EUテロ協議 東京にて開催（10月18日）
- 途上国等に対するテロ対処能力向上支援：a. 出入国管理、b. 航空保安、c. 港湾・海上保安、d. 税関協力、e. 輸出管理、f. 警察・法執行機関の協力、g. テロ資金対策、h. CBRN（化学、生物、放射性物質、核）テロ対策、i. テロ防止関連諸条約等の分野において、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の整備等を、ODAを活用しつつ実施。

COLUMN

インド洋上で活躍する自衛官

テロ対策特別措置法（137ページ参照）に基づく協力支援活動等も5年目を迎え、海上自衛隊の艦艇延べ49隻、隊員延べ9,590名（2006年1月現在）が、この活動に従事してきました。インド洋方面においては、米国をはじめとする多国籍の海軍が、アフガニスタンのタリバーン政権崩壊後も作戦を継続しており、航行船舶や物資を厳しくチェックすることにより、多数の武器や麻薬を押収したり、テロリストを拘束するなど、テロとの闘いに着実な成果を上げております。海上自衛隊の派遣部隊は、これまで11か国の外国艦艇に対して燃料や真水などの補給を継続することにより、テロとの闘いという共通の目標に貢献してきた訳です。

私は、第5次派遣部隊（護衛艦「こんごう」、同「ありあけ」、補給艦「はまな」）の指揮官として、平成15年4月から8月まで、活動に従事しました。その際、各国部隊の作戦を統制していた米国海軍の司令官はもとより、乗船検査活動を実施していたカナダ、ドイツの提督からも、心からの感謝を表明されたことを印象深く憶えております。これは、補給艦を継続的に派遣できる海軍が少ない中、海上自衛隊が乗船検査活動には直接従事せずとも補給活動の継続という役割を確実に遂行してきたことに対する感謝であったと受けとめております。

このことは、日本の国際テロ撲滅に取り組む姿勢を示すとともに日米安全保障体制の信頼性を高める重要な柱の一つとなり、さらには、その他の諸外国との間で安全保障面の連携協力を深め、もって、国際社会の安定と日本に対する信頼の向上に寄与することができたものと考えております。実際、東洋に位置する海上自衛隊が、欧米の海軍と、インド洋という互いに遠く離れた地域で連携し、その連携の輪にパキ



護衛艦「こんごう」上でのドイツ海軍ネルソン少将との記念撮影
（写真前列右から2番目が筆者 写真提供：防衛庁）

スタンというイスラム国家も参加しているという構図は、反テロの立場で軌を一にする諸国が、海洋での活動を通じて深くつながっていることを実感させるものでありました。

陸上における対テロ掃討作戦のみならず、こうした多数の海軍の協力関係が、テロリストの活動を阻止・抑制し、もって人々がテロの標的になることを未然に防止するとともに、日本の経済活動に不可欠な主要資源供給国が集中する当該地域の安定に大きく寄与しているといえるでしょう。

執筆：（当時）第2護衛隊群司令 海将補 柴田 雅裕

3. 地域安全保障

アジア太平洋地域では、政治・経済体制や文化・民族の多様性等を背景として、欧州における北大西洋条約機構（NATO）のような多国間による集団防衛的な安全保障機構は発達せず、米国を中核とした二国間の安全保障取極の積み重ねを基軸として地域の安定が維持されてきた。日本は、自国を取り巻く安定した安全保障環境を整備し、アジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、この地域における米国の存在と関与を前提としつつ、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に整備し、強化していくことが現実的で適切な方策であると考えている。

二国間の枠組みとして、日本は、ロシア、中国、韓国、インド等との間で、安全保障に関する対話や防衛交流を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努めている。

また、多国間の枠組みとして、日本はアジア太平洋地域の主要国が参加する全域的な政治・安全保障の枠組みである ARF を活用している。ARF は、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実—という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。これまでの会合を通じて、参加国自身を当事者とする問題（朝鮮半島情勢、インドネシア情勢、ミャンマー情勢等）を含めて、率直に意見交換する慣習が生まれつつある。また、参加国が地域の安全保障に関する自国の情勢認識等を作成して、ARF 議長国がとりまとめる「年次安全保障概観（ASO：Annual Security Outlook）」の刊

行やテロ対策等の各種会合の開催等の具体的な措置を通じ、参加国間の信頼関係の醸成に大きく貢献している。第2段階である予防外交の進展についても具体的な取組に向けて議論されており、ARF はアジア太平洋地域における政治・安全保障に関する唯一の政府間対話と協力の場として、緩やかではあるが着実に進展している。7月に行われた第12回閣僚会合においては、25番目のメンバーとして東ティモールが新たに参加するとともに、朝鮮半島情勢、ミャンマー情勢等の地域情勢に関して意見交換がなされた。また、テロ対策、海上安全保障、大量破壊兵器の拡散問題及び地域の防災・災害対策の分野に協力して取り組むことの重要性が確認され、テロ対策等における情報の共有に関する声明が採択された。日本は具体的取組として、12月に東京で「海上安全保障のキャパシティ・ビルディングに関する ARF ワークショップ」を開催した。

ARF は「信頼醸成」から「予防外交」の段階に前進しているが、各国から ARF が予防外交に本格的に取り組むためには ARF の機能強化が重要であることが指摘されている。日本は、ARF 議長役の役割強化のための仕組み（「議長フレンズ」制度：特定の案件につき、議長国をほかの特定国が補佐する仕組み）を設置すべきであること、ASEAN 事務局内に設置された「ARF ユニット」の構成を非 ASEAN 諸国にも開放する必要があることなどを提案している。

ASEAN地域フォーラム (ARF)

1. 目的・特色

- 1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中核としている。
- 政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。
- 毎年夏に開催される閣僚会合（外相会合）を中心とする一連の会議の連続体。
- コンセンサスを原則とし、自由な意見交換を重視する。
- ①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実、という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。

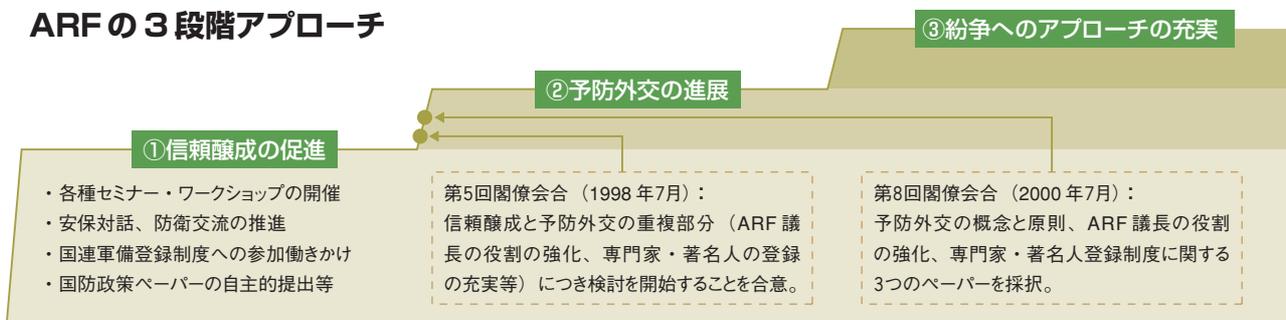
2. 参加国・機関

ASEAN10か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）、日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、北朝鮮、中国、ロシア、パプアニューギニア、インド、モンゴル、パキスタン、東ティモールの24か国及びEU（EU加盟国が個々には参加せず、EU議長国、欧州委員会等がEU代表として諸活動に参加）。

3. 現在までの経緯

- 1991年7月、ASEAN 拡大外相会議（ASEAN・PMC）
中山太郎外務大臣より、PMCの場を活用して政治対話を開始すること及びこれを効果的なものとするための高級事務レベル会合を設置することを提案（いわゆる「中山提案」）。
- 1993年7月、ASEAN・PMC
1994年から、中国、ロシア等5か国をARFに参加させることに合意。
- 1994年7月、第1回ARF閣僚会合（於：タイ）
ARFメンバーである18か国・機関の外相等が出席し、アジア太平洋地域の安全保障情勢等につき意見交換。
- 1995年8月、第2回ARF閣僚会合（於：ブルネイ）
ARFの中期的アプローチとして、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実、という3段階に沿って漸進的に進めること、当面は信頼醸成措置を重視することに合意。
- 2000年7月、第8回ARF閣僚会合（於：ベトナム）
予防外交について、予防外交の概念と原則、ARF議長への役割の強化、専門家・著名人登録制度に関する3つのペーパーを採択。
- 2002年7月、第9回ARF閣僚会合（於：ブルネイ）
 - ・ テロ対策に継続して取り組むことが確認されるとともに、テロ対策に関する会期間会合の設置を承認。
 - ・ 国防・軍事関係者の関与の強化や、ASEAN事務局を通じてARF議長への支援の強化を含む9つの提言を採択。
 - ・ 閣僚会合に先立って、ARF国防・軍事当局者会合を初めて開催。
- 2004年7月、第11回ARF閣僚会合（於：インドネシア）
ハイレベルの軍及び政府関係者による「ARF安全保障政策会議（ASPC）」の開催を決定（第1回会議は、2004年11月に中国で開催、第2回会議は、2005年5月にラオスで開催）。
- 2005年7月、第12回ARF閣僚会合（於：ラオス）
ロンドン、シャルム・エル・シェイク（エジプト）でのテロを非難し、国際社会が団結してテロ対策に取り組む重要性を認識。

ARFの3段階アプローチ



4. 国連

【総論】

国際連合（国連）は、総会や安全保障理事会（安保理）をはじめとする諸機関において、平和と安全、開発、人権、女性、児童、感染症、環境、国際組織犯罪、難民、文化等の諸問題を世界各国が討議し、規範（世界的なルール）を形成する重要な場である。

今日の国際社会では冷戦の終焉^{しゅうえん}、グローバル化の進展といった構造的変化に加えて、テロ、大量破壊兵器の拡散、貧困、感染症等、個別の国家・地域のみでは対応困難な課題が増えており、これに伴い、国連の役割がますます増大している。日本は外交の主要な柱の一つとして国際協調を重視し、国連に対する人的、財政的貢献を行っている。

日本は2005年1月から、安保理の非常任理事国として2年間の任期を務めている。今回の任期は7年ぶり、ブラジルと並んで加盟国中最多の9回目となる。日本は安保理PKO作業部会の議長に就任し、個々

【国連改革】

(1) 安保理改革

テロ、大量破壊兵器の拡散、貧困、感染症等、国際社会が新たな課題に直面する中で、国連、とりわけ世界の平和と安全に大きな役割を担う安保理への期待はますます高まっている。その一方で、安保理の構成は国連創設後60年間、基本的には変化しておらず、国際社会の変遷に十分対応できていない。世界各国が国連を通じて21世紀の課題に効果的に対処していくために、国連、特に安保理を改革することは、今や国際社会の緊急課題である。また、日本が安保理常任理事国となることは、①国際平和への貢献や国際社会への財政的貢献に見合った発言力の獲得、②より建設的な国際



安保理で議長を務める大島国連大使とアナン国連事務総長（8月11日、ニューヨークの国連本部 UNPhoto/Eskinder Debebe）

のPKOの効果的運用や、エチオピア・エリトリア問題に取り組み、またアフガニスタン問題やレバノン元首相暗殺事件等、国際の平和と安全に関する議論において建設的な役割を果たしている。また、アジアを代表する非常任理事国として、アジアにおけるテロ事件への対応や東ティモールへの国連の関与の在り方等を決定する際にイニシアティブを発揮してきた。これらの貢献は、安保理改革が議論される中で、日本が常任理事国として国際の平和と安全の維持のため、より大きな役割を果たすにふさわしい存在であることを示すものとなった。

社会への貢献の実現、③安全保障にかかわる重要な情報の迅速な入手、④非核兵器保有国としての常任理事国入りによる安保理の信頼性向上、⑤アジアの代表性の向上などの点で大きな意義がある。日本は、その経験と持てる力を最大限に発揮し、安保理常任理事国として一層の責任を果たしたいと考えている。

3月20日、アナン国連事務総長は開発、平和と安全、法の支配と弱者の保護、国連の機構改革等についての包括的な提言を盛り込んだ報告「より大きな自由を求めて」を公表した。安保理改革については、2004年12月に提出された「ハイレベル委員会」

の報告書を踏まえ、モデル A（常任 6 議席、非常任 3 議席の拡大）、モデル B（再選可能な 4 年任期の非常任 8 議席、非常任議席 1 議席の拡大）^(注16) の 2 つの具体案を提示し、加盟国に対し、9 月の国連首脳会合の前に決定を行うべきであり、また、決定はコンセンサスで行われることが望ましいが、そのことが行動を遅らせることの言い訳になってはならない旨勧告した。これを受けて、国連加盟国の間では、安保理改革に関する議論が一層活発化した。日本は、安保理の決議が着実かつ実効的に履行されるために、国際の平和と安全の維持において主要な役割を果たす意思と能力を有する国が、常に安保理の意思決定過程に加わることが必要との考えから、常任・非常任議席双方の拡大を含むモデル A を基礎として議論を進めていくべきと主張し、各国に理解と協力を呼びかけた。

日本は、2004年 9 月にブラジル、インド、ドイツとの間で、常任・非常任議席双方の拡大を通じた安保理改革の実現を推進する母体として G 4 を結成して以来、ほかの 3 か国と緊密に連携しながら加盟国の間の安保理改革についての議論を主導した。3 月の事務総長報告を受けて、G 4 はモデル A を基本にした安保理決議案を策定するための議論を加速させ、5 月 13 日には拡大された安保理の構成について枠組みを定める「枠組み決議案」に合意した。この決議案は、常任理事国を 6 か国、非常任理事国を 4 か国増やして安保理議席の総数を 25 とするとともに、新常任理事国は現常任理事国と同じ責任及び義務を持つべきであるとの原則をうたうものであった。その後、G 4 は各国の反応を踏まえ、6 月 8 日には決議案の修正に合意した。主な修正は、憲章改正の見直しのタイミングを、「2020年」から「改正憲章発効後 15 年後」に変更し、その見直しの際に拒否権拡大の決定がなさ

れるまで、新常任理事国は拒否権を行使しないとされた点である。

安保理改革実現に不可欠な国連憲章の改正には、全加盟国の 3 分の 2（128 か国）以上の賛成及び常任理事国すべてを含む全加盟国の 3 分の 2 以上の批准が必要である。日本は 5 月に、すべての地域の大使を一堂に招集して大使会議を開催し、国連・安保理改革を主要なテーマの一つとしてとりあげ、各国への働きかけの準備を進めていたが、G 4 枠組み決議案の合意を受けて、同決議案の提出・採択に向け、ほかの 3 か国とともに、外交の総力を結集した働きかけを全世界で行った。また、国内では、公開シンポジウムや「安保理改革」をテーマにした町村外務大臣主催のタウンミーティング等を頻繁に開催し、政府の取組に対する国民の理解と支持の拡大に努めた。

G 4 の働きかけは、国際社会の安保理改革に向けた機運をかつてないほどに高めた。この勢いに乗って、G 4 枠組み決議案は 7 月 6 日に国連事務局に正式に提出され、11 日に総会に上程された（最終的な共同提案国は 32 か国）。G 4 決議案の提出を受けて、13 日に、新常任理事国への拒否権付与を主張するアフリカ連合（AU）が、21 日には、イタリア、パキスタン等、常任理事国の拡大に反対し、非常任理事国のみの拡大を主張する「コンセンサスのための結集」（コンセンサス・グループ）が、それぞれ独自の決議案^(注17)を提出した。

全加盟国の 3 分の 2 以上の賛成を得る上で、53 か国の大票田であるアフリカの支持は不可欠であることから、日本を含む G 4 は、常任理事国の拡大について考えを一にする AU 決議案と G 4 決議案の一本化を図るべく、アフリカ諸国への働きかけを強めた。しかしながら、最終的には、アフリカが新常任理事国への拒否権の付与等に固執

(注16) 現在、非常任理事国は 1 期 2 年で再選不可。モデル B は現行の非常任理事国を 1 か国増やすとともに、新しいタイプの非常任理事国（再選可能な 4 年任期）を 8 か国増やすことを提案。

(注17) AU 決議案の主要点：常任理事国を 6 か国（うちアフリカ枠は 2）、非常任理事国を 5 か国増やす。新常任理事国にも最初から拒否権付与。コンセンサス・グループ決議案の主要点：非常任理事国のみを 10 か国増やす。選出の具体的扱いは各地域グループにゆだねられている。

したため、一本化には至らず、9月の第59回国連総会の会期をもってG4決議案はほかの2つの決議案とともに採決に付されることなく廃案となった。

9月14日から16日にかけての国連首脳会合で、小泉総理大臣は、演説において、日本の安保理常任理事国入りの意思を改めて表明するとともに、安保理改革について、第60回総会会期中の早期の決定を訴えた。同会合で採択された「成果文書」の中では、早期の安保理改革が「全般的な国連改革努力における不可欠の要素」として位置付けられ、総会に対して、「改革に関する進捗状況を本年末までにレビューすること」が要請された。

また、町村外務大臣も、9月13日から19日までニューヨークを訪問し、国連総会で一般討論演説を行った。町村外務大臣は、国連史上初となった安保理改革決議案の提出を踏まえ、加盟国に対して第60回総会会期中（2006年9月まで）における早期の決定を強く訴えた。

「成果文書」における安保理改革の位置付けを踏まえ、同会期において、安保理改革の議論は引き続き活発に行われている。11月10日から11日には、国連総会にて安保理改革が審議され、71か国が安保理拡大の在り方や安保理の作業方法の改善の必要性等に言及した。日本の大島国連大使は、「国際の平和と安全の維持において主要な

役割を果たす明確な意思と真の能力のある加盟国を、恒常的に安保理に含めることによって拡大されるべき」、「前会期中に提出されたいかなる決議案も投票に付されなかったという事実を越え、これまでより一層幅広い支持を獲得することができる解決策を追求することが必要」と発言した。

12月19日、エリアソン第60回国連総会議長の書簡という形で、9月の「成果文書」で要請されていた総会による安保理改革の進捗状況のレビューが発出された。書簡は、安保理拡大の必要性について幅広い合意が存在することを確認し、2006年に安保理改革について協議を再開するよう加盟国に求めている。

この間にも決議案について新たな展開が見られた。まず、12月14日、アフリカの一部諸国により、新常任理事国への拒否権付与を特徴とする「AU決議案」が再提出された。さらに、2006年1月5日には、G4のうち日本を除くドイツ、インド、ブラジルの3か国から、第59回総会会期中に提出されたG4の枠組み決議案と実質的に同じ内容の決議案が提出された。いずれの決議案も当面、票決に付される予定はないが、引き続きその動向を注視していく必要がある。

安保理改革は、戦後の国際制度を大きく変革する試みであり、過去10年もの間様々な努力が行われてきたにもかかわらず、結論を見ていない難しい課題である。日本を

2005年国連首脳会合

新千年紀の幕開けを目前に控えた2000年、国連ミレニアム・サミットが開催され、大量破壊兵器の拡散、テロ、感染症など国連創設当時に想定されていなかった新たな問題への対処や、国連強化など、21世紀における国連の役割が議論された。それから5年後の2005年9月、創設60年の節目を迎えた国連に、再び170か国以上の国家元首・政府代表が一堂に会して国連首脳会合（World Summit）が開催された。首脳会合に先立ち、2000年以降の改革の進捗状況を踏まえて「開発」、「平和と集団安全保障」、「人権、法の支配」、「国連の強化」の4つの分野で更なる取組を進めていくとの首脳の決意を表明する「成果文書（Outcome Document）」の発出に向けた加盟国間の交渉が行われた。しかし、幅広い分野において191か国もの意思統一を図る作業は決して容易ではなく、交渉は難航を極めた。首脳会合の直前まで詰め込みの交渉が行われ、夜を徹しての交渉作業の末、首脳会合開幕前日の9月13日ようやく加盟国の合意が成立し、16日、会合の閉会に当たり、成果文書が全会一致で採択された。

この成果文書には、加盟国間の立場の相違から、軍縮・不拡散に関する記述は盛り込まれなかったが、安保理改革の実現に向けた明確な記述のほか、旧敵国条項の削除、日本がイニシアティブをとっている「人間の安全保障」への言及、平和構築委員会や人権理事会の設置、マネジメント・事務局改革についての改善措置等が盛り込まれ、国連創設60周年の機会に、貧困の問題と国連改革の問題について、今後の方向性を示すものとなった。

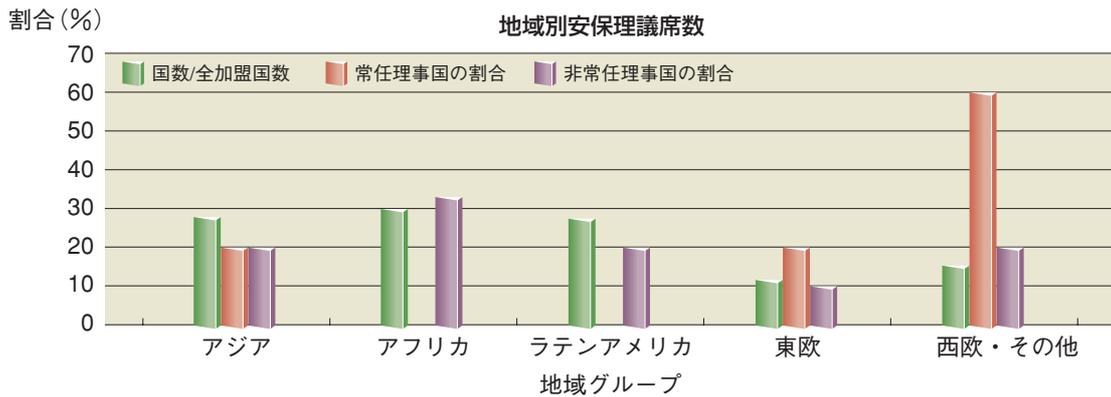
はじめとする G4 が過去 1 年間にわたり進めてきた運動は、決議案の採択には至らなかったものの、改革実現に向けた機運をいまだかつてないほどに高めた。日本として

はドイツ、インド、ブラジルとの協力の枠組みを維持しながら関係国と話し合いを続け、安保理改革実現に向けて引き続き努力していく。

非常任理事国選出回数の上位国（2006年3月現在）

順位	国名	回数	順位	国名	回数
1	ブラジル	9	11	オーストリア	4
1	日本	9	11	ベルギー	4
3	アルゼンチン	8	11	ユーゴスラビア	4
4	インド	6	11	エジプト	4
4	カナダ	6	11	パナマ	4
4	コロンビア	6	11	ベネズエラ	4
4	パキスタン	6	11	ノルウェー	4
8	イタリア	5	11	スペイン	4
8	ポーランド	5	11	ドイツ	4
8	オランダ	5	11	チリ	4
			11	ペルー	4

国連加盟国と安保理常任・非常任理事国の地域別構成



(注1) キリバスはどのグループにも属していない(2006年1月現在)。
 (注2) トルコは「アジア・グループ」及び「西欧その他グループ」の両方に所属している(地域グループ別に議席数が考慮される選挙目的では、「西欧その他グループ」のみに所属)。
 (注3) 米国は、いずれのグループにも属していない(「西欧その他グループ」の会合にオブザーバーとして参加しており、選挙目的においては同グループのメンバーとみなされている)。
 (注4) 2005年における安保理は、常任理事国(米国、英国、フランス、ロシア、中国)のほか、アルゼンチン、ベナン、ブラジル、デンマーク、ギリシャ、日本、フィリピン、ルーマニア、タンザニア、アルジェリアにより構成。2006年1月1日以降の非常任理事国の構成は、アルゼンチン、デンマーク、ギリシャ、日本、タンザニア、コンゴ、ガーナ、ペルー、カタール、スロバキア。

(2) 平和構築委員会

現在、いったん和平が達成された紛争の約半数において、5年以内に新たな紛争が勃発していると言われており、紛争状態の解決から復旧、社会復帰、復興に至るまでの一貫したアプローチの必要性が国際社会の共通した認識となっている。このような問題意識を背景として、9月の「成果文書」の中で、紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を助言及び提案する仕組みとし

て、2005年末までに平和構築委員会を設立することが合意されるとともに、常設の平和構築基金を設置することが事務総長に要請された。

この合意に基づき、具体的な活動態様やメンバー構成等を定めるために加盟国間の協議が行われた結果、12月20日、安保理及び総会により、平和構築委員会の設置に関する決議案がそれぞれ採択された。この決

議では、平和構築委員会のメンバー構成は、①安全保障理事会から7か国、②経済社会理事会から7か国③国連への財政貢献上位10か国から5か国、④PKO等への要員派遣上位10か国から5か国、⑤その他地域バランス等を考慮して総会より選ばれる7か国－の計31か国とされ、また、常設の

平和構築基金の設置も盛り込まれた。

平和構築委員会は、日本が提唱する「平和の定着」構想や、「人間の安全保障」（詳細は182ページ参照）の概念と軌を一にするものであり、日本としては、経験と持てる力を最大限利用して、平和構築委員会の活動に積極的に参加していく考えである。

(3) マネジメント・事務局改革

9月の「成果文書」には、イラク石油・食糧交換計画不正疑惑等を受け、国連マネジメント改革と事務局の合理化について、以下のような具体的改善事項が盛り込まれた。

- ①財政的・人的資源の効率的活用（5年を超えたすべてのマンデート（業務）の見直し、職員の勧奨退職の実施）
- ②事務総長の管理面での責任（管理責任の効果的遂行）
- ③監査機能の強化（内部監査部の強化、国連の監査システムに関する外部独立評価の実施、総会に属する独立監査諮問委員会の設立）
- ④倫理規範の策定・倫理室の設立

日本は国連がより効果的・効率的に機能するためには、マネジメント・事務局改革を緊急に進めていくことが必要との考えの



エリアソン国連総会議長と握手する山中外務大臣政務官
（12月5日、ニューヨークの国連本部）

下、2006～2007年度国連予算審議に際し主導的役割を果たした。上記予算の承認に当たり、事務総長の支出権限が6か月分相当額に制限されたことを受け、日本としては、マネジメント改革、特にマンデートの見直しを推進していく考えである。

(4) 人権理事会

国連人権委員会は1946年の設立以来、人権の普遍的な尊重及び遵守において重要な役割を果たしてきた。しかしながら、生命や基本的自由にかかわる深刻な人権侵害は、依然として世界各地で跡を絶たない状況にある。

2004年12月の「ハイレベル委員会」の報告や、2005年3月のアナン国連事務総長の報告を受け、これまで経済社会理事会の下に設置されていた人権委員会を「人権理事会」に格上げ・強化し、人権を国連の重要な柱の一つと位置付けることが、9月の

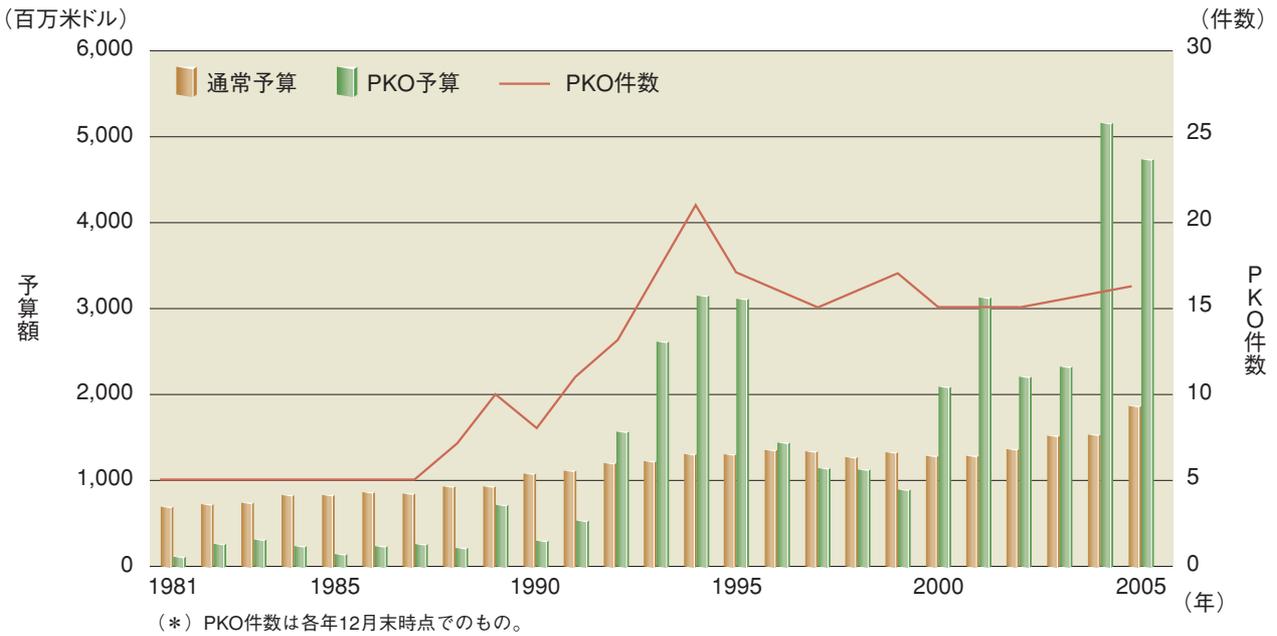
「成果文書」で合意された。そして、2006年3月15日には、「人権理事会」決議が国連総会で採択され、国連総会の下部機関として人権理事会をジュネーブに設置することが決まった。日本は、1982年以来一貫して人権委員会のメンバー国を務めている経験をいかし、新設の人権理事会の下、人権分野における国際貢献をより一層強化していく考えである。

(5) 旧敵国条項の削除

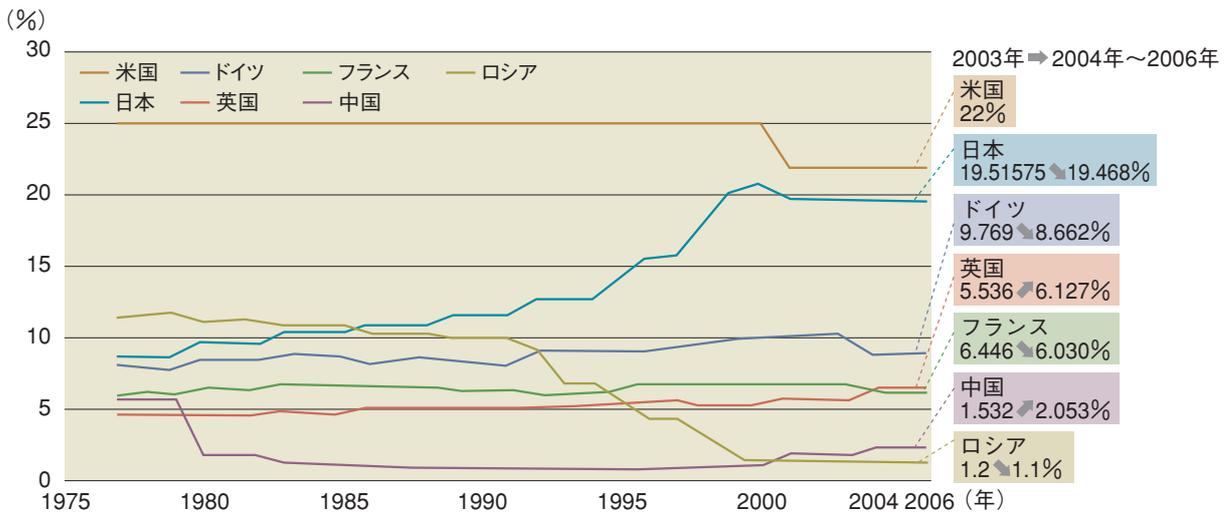
国連憲章中のいわゆる「旧敵国条項」^(注18)は、1995年の国連総会決議において既に「死文化している」とされている。また、9月の「成果文書」には、首脳レベルの文書としては初めて、旧敵国条項の削除が明確に盛り込まれた。小泉総理大臣は、首脳

会合における演説の中で、旧敵国条項の削除は国際社会にとっての大義である旨を改めて訴えており、日本としては、国連改革の議論の動向も踏まえながら、同条項の削除を目指す考えである。

国連の活動の規模の推移



主要国の国連分担率



(注18) 国連憲章上、第53条、第77条、第107条に「敵国 (enemy-state)」または「敵 (enemy)」という文言が用いられており、一般にこれらの規定は「旧敵国条項」と称されている。

COLUMN

国連とお茶の心

本年は、日本が国際連合に加盟してから50年を迎える意義深い年になります。

私は昨年9月に「日本・国連親善大使」という大役を拝命いたしました。この50年余り茶の心をもって世界のあらゆる所に参り、一盃のお茶を通して平和の尊さそして差別のない人類愛が少しでも広がっていくように務めて参ったのであります。それが、今日では「和」の輪が少しでも世界中に広がっていると思うのです。事実、国連のミレニアム茶会の折には茶席に韓国と北朝鮮の代表団の方々が一緒に入られ、並んで一服のお茶を召し上がったのです。ささやかではあっても私がやって参りましたことが間違いではなかったという裏付けになりましたことは、何より嬉しく思っております。こういう民間の文化的外交こそが今必要とされています。

日本の文化を代表する茶道の精神、私の祖先である利休が残した「和敬清寂」の四文字こそ、日本が国連において大きく貢献できる実践要項のもとになるのではないのでしょうか。他の人々と互いに和しつつ敬意合い、なおかつ落ち着いて自分の考えをしっかりと持って行動することが、今の世の中においても肝要なことなのです。450年以上も前の戦国時代に、心身をもって一盃のお茶の心で朝鮮出兵を阻止しようとした利休の願いこそ今の世に必要なのです。

また現代人は、「地球に住まわせていただいている」という感謝の気持ちが段々薄くなってきています。環境問題として大きくとりあげることも大切ではありますが、一人ひとりが身近な自然＝緑が必要だと思ふ心が大事なのです。お抹茶の色は緑です、一盃の中に自然があるのです。召し上がる時に一瞬御自分の心に自然を感じていただきたいのです。どんな国のどんな人種の方でも、このことをお話すると納得してくださいます。

これからも世界平和のため、一層の努力をしていきたいと存じます。

執筆：千 玄室 日本・国連親善大使



京都の今日庵でアナン国連事務総長を接遇する千玄室日本・国連親善大使

5. 紛争への包括的取組

【総論】

冷戦終結後今日まで、世界各地ではいまだに数多くの紛争が続いている。その要因は宗教・民族の相違に基づく対立や、部族間の抗争、天然資源の争奪など多様であり、またその多くは、主権国家の枠組みではとらえきれない内戦や国境を越えた紛争等の形をとっている。紛争は時に大量の難民・国内避難民の発生や大規模虐殺等、悲劇的な結果を招いた。また、紛争に疲弊し統治能力を失ったいわゆる「破綻国家」は、大量破壊兵器拡散やテロの温床の生成を助長するものとして、大きな問題となっている。

国際社会では近年、こうした地域の平和と安定の回復には、紛争の解決から復旧、社会復帰、復興に至る過程を長期的かつ包括的な視点でとらえることが重要であるとの認識が高まっている。国連において12月、平和構築委員会設立の決議が採択されたのは、そのような国際社会の認識の表れであると言える。

日本は、紛争を恒久的に解決し持続的な

復興へとつなげていくためには、国際社会が一致して、①和平プロセスの促進、②国内の安定・治安の確保、③人々の平和な生活の回復（人道・復興支援）の3つの要素にわたる「平和の定着」に向けた努力を推進していくことが必要であると考えている。このような認識に基づき、ODAをはじめとする外交手段を活用して国連等の国際機関、各国、非政府組織(NGO)とともに具体的な取組を行っている。

また、国際社会の平和と安定に向けた取組に効果的な形で貢献できる人材を官民を問わず幅広く育成し、日本の国際貢献の人的基盤を拡大強化することも緊急の課題である。こうした視点から、政府は2002年12月の「国際平和協力懇談会」^(注19)報告書における提言を受け、「国際平和協力分野における人材育成検討会」を2003年10月から2004年4月にかけて開催した。そこでは、日本が国際平和協力の多様な分野において人的貢献を行うために必要な人材育成のメカニズムを検討し、具体的な行動計画を作成^(注20)した。政府は同行動計画に基づき人材育成に努めている^(注21)。

「平和の定着」を目指す日本の支援

平和の定着

「平和の定着」に向けた支援は、「和平プロセスの促進」、「国内の安定・治安の確保」、「人道・復興支援（「平和の配当」の実現）」の3本柱からなる。

和平プロセスの促進

- 調停・仲介を通じた和平プロセスの促進
- 選挙支援

国内の安定・治安の確保

- 国連PKO等による国内の安定・治安の確保
- 国内治安制度の構築
- 対人地雷・不発弾処理
- DDR

人道・復興支援

- 難民・国内避難民の帰還・再定住支援
- ライフライン（基礎インフラ）の復旧

(注19) 小泉総理大臣が2002年5月1日に表明した「平和の定着及び国づくり」のための国際平和協力の強化に向けて必要な検討を行うため、福田康夫内閣官房長官の下に有識者により構成された私的懇談会（座長は明石康元国連事務次長）。

(注20) 2004年4月に発表された行動計画は主に次の4点からなる。①人材の確保（データベースの連携）、②人材の養成（現場活動の大学単位への認定、国際平和協力分野の研修強化、外国との連携、人材育成のための若手の送り込み推進、インターン受け入れ推進）、③人材の活用（日本人政府職員の戦略的な派遣、現場経験者の社会復帰のための国内環境整備）、④フォローアップ（連絡会議の設置、有識者との意見交換・実施状況の公表）。

(注21) 2005年には外務省において国際平和協力調査員制度が創設された。

(1) 紛争予防・平和構築

近年、国際社会においては、紛争を終結させる「紛争解決」だけでなく、紛争の原因を事前に摘み取り、紛争が発生した場合にはその拡大を防ぐとともに紛争の早期終結を促進し、さらに和平合意が成立した場合には社会の安定・復興を通じ、紛争の再発を防止するという包括的な「紛争予防 (conflict prevention)・平和構築 (peacebuilding)」の重要性が広く認識されてきている。

特に国連では、3月のアナン国連事務総長の提言に基づき、9月に国連首脳会合で採択された「成果文書」において、各国首脳が持続可能な平和を達成するために紛争状態の解決から復旧、社会復帰、復興に至るまで、一貫したアプローチに基づき、紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を

助言・提案する機関として平和構築委員会の設立に合意し、12月に国連総会と安全保障理事会が共同で同委員会の設立を決定した。

日本は、これまでカンボジア、コソボ、東ティモール、アフガニスタン、スリランカ及びアフリカ諸国等において、難民・国内避難民支援、地雷対策支援、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR) 支援、基礎生活基盤の復旧支援、政治・経済・社会的制度の構築支援等、平和の定着と国づくりのための支援を積極的に行ってきた。今後もこのような実績を通じて得られた知見をもとに、平和構築委員会の活動に積極的に参画し、引き続き紛争後の平和構築に建設的な役割を果たしていく。

(2) 国際平和協力

国連自らが国際社会の平和と安全に直接携わる中心的な活動としては、PKO^(注22)がある。2005年には、1月のスーダン南北包括和平合意の成立を受け、新しいPKOミッションが活動を開始した。12月現在、世界では16のPKOミッションが展開中であり、合計で約7万人の要員が活動している。地域別に見るとそのうち8つのミッションがアフリカで活動している。

PKOとは本来、安保理決議に基づき、停戦合意の成立後に国連が紛争当事者の間に立って停戦や軍の撤退の監視等を行うことにより、事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、現在のPKOではこれらの伝統的な任務に加え、選挙、文民警察、人

権、難民帰還の支援から行政事務や復興開発までも任務とする複合的なPKOが増加しており、任務の多様化、複雑化の傾向が進んでいる。

こうした状況を受け、今日の国際社会においては、平和構築に携わる国々や国際機関等の役割の調整と一貫性ある戦略の立案が大きな課題となっている。これは平和構築委員会設立の前提となった問題意識である。また、PKOの現場における軍事要員と文民要員の協力と役割分担の在り方の統合調整は、PKO以外の平和構築の取組全般にもかかわる問題として、国際社会の注目を集めている^(注23)。

日本は1992年の国際平和協力量制定以来、同法に基づき、延べ5,607人(2006年2月時点)の要員を海外に派遣するなど、

(注22) United Nations Peacekeeping Operations : UNPKO または単に PKO という。

(注23) 現在、アフガニスタン及びイラクにおいて、復興支援に携わる文民とそれを警護する軍人が同一のユニットとして非都市部における復興支援活動に取り組む地方復興チーム(PRT : Provincial Reconstruction Team)が米軍等の主導で展開中であり、平和構築における軍事部門と文民部門の協力の新しい在り方として注目されている。

様々な国際平和協力を行ってきた。2006年1月現在では、ゴラン高原における停戦監視等により中東和平プロセスを下支えする国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）に45名の自衛隊員を派遣している（1996年以降、これまでに延べ約900人を派遣）。また、10月には外務省職員が国連スーダン・ミッション（UNMIS）に採用され、現地で情報分析業務に従事している（156ページのコラム「スーダンの和平とPKO」参照）。

近年ではこのような人的貢献に加え、国連や人道的な国際救援活動に取り組む国際機関に物資協力を行う物的貢献の比重も高まっている。10月には、国連からの要請に基づき、UNMISに参加するアフリカ諸国部隊（ケニア、ザンビア）の活動に資するため、四輪駆動車27台、地雷探知機60機、

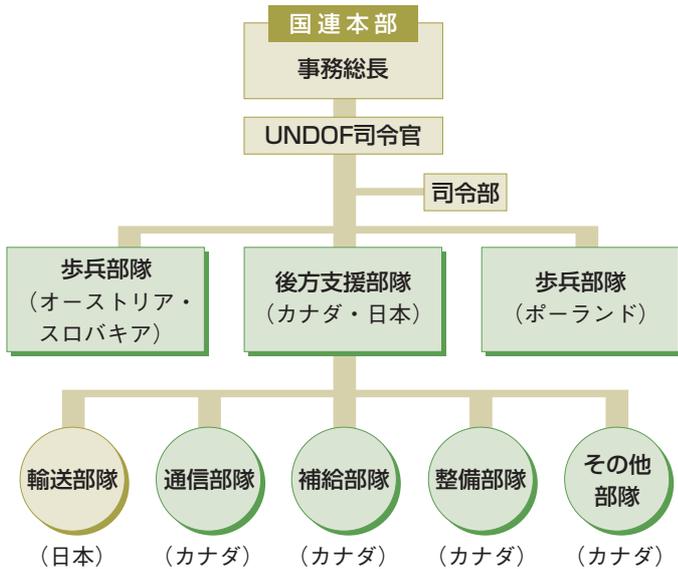
大型テント20張を供与した。

また、地域機構が行う平和支援活動（PSO）^(注24)に対する支援の重要性が増大していることにかんがみ、日本はスーダン西部のダルフル地方で停戦監視等を行っているAUの活動を支援するため、3月にAUに対して207万ドルを拠出したほか、10月にはAU部隊要員の国際人道法等に関する知識向上のためのトレーニングを実施する目的で、人間の安全保障基金を通じて約281万ドルを支援した。

日本は国際社会の一員としての責任を自覚し、また国際社会の平和と安全が日本の平和と安全に密接にかかわっていると認識の下、今後も国際貢献のための体制整備に努め、紛争に苦しむ国々に対し積極的な国際平和協力を行っていく考えである。

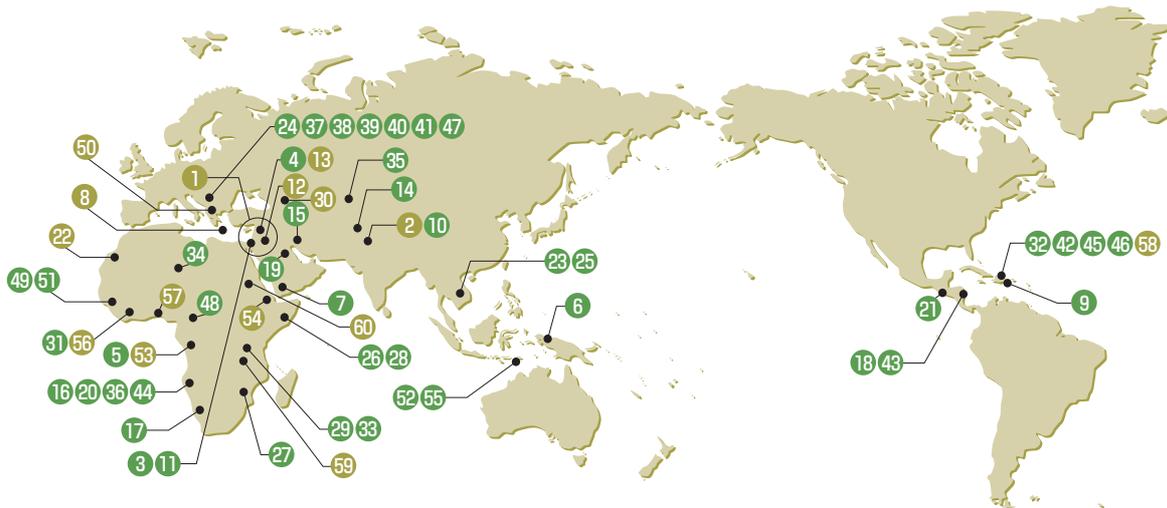
日本が参加中のPKO（2006年1月末現在）

■国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）の概要



(注24) 平和の創造・定着・維持を目的として実施される活動を包括的にとらえる概念。G8 グレンイーグルズ・サミットではG8行動計画「世界的な平和支援活動能力の拡大」が採択された。

PKOの現状



国連平和維持活動一覧

(2005年12月末現在)

名称	期間
1 国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948.6～現在
2 国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	1949.1～現在
3 第1次国連緊急隊 (UNEF I)	1956.11～1967.6
4 レバノン国連監視団 (UNOGIL)	1958.6～12
5 コンゴ国連軍 (ONUC)	1960.7～1964.6
6 西イリアン国連保安隊 (UNSF)	1962.10～1963.4
7 イエメン国連監視団 (UNYOM)	1963.7～1964.9
8 国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	1964.3～現在
9 ドミニカ事務総長代表使節団 (DOMREP)	1965.5～1966.10
10 国連インド・パキスタン監視団 (UNIPOM)	1965.9～1966.3
11 第2次国連緊急隊 (UNEF II)	1973.10～1979.7
12 国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	1974.6～現在
13 国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	1978.3～現在
14 国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション (UNGOMAP)	1988.5～1990.3
15 国連イラン・イラク軍事監視団 (UNIIMOG)	1988.8～1991.2
16 第1次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM I)	1989.1～1991.5
17 国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	1989.4～1990.3
18 国連中米監視団 (ONUCA)	1989.11～1992.1
19 国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM)	1991.4～2003.10
20 第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM II)	1991.5～1995.2
21 国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	1991.7～1995.4
22 国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	1991.4～現在
23 国連カンボジア先遣ミッション (UNAMIC)	1991.10～1992.3
24 国連保護隊 (UNPROFOR)	1992.3～1995.12
25 国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	1992.3～1993.9
26 第1次国連ソマリア活動 (UNOSOM I)	1992.4～1993.3
27 国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	1992.12～1994.12
28 第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM II)	1993.3～1995.3
29 国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNOMUR)	1993.6～1994.9
30 国連グルジア監視団 (UNOMIG)	1993.8～現在
31 国連リベリア監視団 (UNOMIL)	1993.9～1997.9
32 国連ハイチ・ミッション (UNMIH)	1993.9～1996.6

名称	期間
33 国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	1993.10～1996.3
34 国連アゾウ帯監視団 (UNASOG)	1994.5～1994.6
35 国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	1994.12～2000.5
36 第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM III)	1995.2～1997.6
37 国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	1995.3～1996.1
38 国連予防展開隊 (UNPREDEP)	1995.3～1999.2
39 国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション (UNMIBH)	1995.12～2002.12
40 国連東スラボニア・バラニャ及び西スレム暫定機構 (UNTAES)	1996.1～1998.1
41 国連プレブラカ監視団 (UNMOP)	1996.1～2002.12
42 国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	1996.7～1997.7
43 国連グアテマラ人権監視団 (MINUGUA)	1997.1～1997.5
44 国連アンゴラ監視団 (MONUA)	1997.6～1999.2
45 国連ハイチ暫定ミッション (UNTMIH)	1997.8～1997.11
46 国連ハイチ文民警察ミッション (MIPONUH)	1997.12～2000.3
47 国連文民警察サポート・グループ (UNCPSG)	1998.1～1998.10
48 国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	1998.4～2000.2
49 国連シエラレオネ監視ミッション (UNOMSIL)	1998.7～1999.10
50 国連コンゴ暫定行政ミッション (UNMIK)	1999.6～現在
51 国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)	1999.10～2005.12
52 国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	1999.10～2002.5
53 国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	1999.11～現在
54 国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	2000.7～現在
55 国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	2002.5～2005.5
56 国連リベリア・ミッション (UNMIL)	2003.10～現在
57 国連コートジボワール活動 (UNOCI)	2004.4～現在
58 国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)	2004.6～現在
59 国連ブルンジ活動 (ONUB)	2004.6～現在
60 国連スーダン・ミッション (UNMIS)	2005.3～現在

(本表は国連資料をもとに作成)

■ 現在活動中のもの
 太字 日本が参加している(した)もの

(※1) 以上、国連がPKOとしているもののほか、同様の任務を有するいくつかのミッションが派遣されている。例えば、国連東ティモール・ミッション (UNAMET: 文民警察要員、軍事連絡要員等から構成) が1999年6月から10月まで東ティモールに派遣され、日本もこれに文民警察を派遣した。
 (※2) 日本はこれまでに8つのPKO、5つの人道的な国際救援活動 (ルワンダ難民、東ティモール避難民、アフガニスタン難民、イラク難民、イラク被災民)、5つの国際的な選挙監視活動 (ボスニア・ヘルツェゴビナ (2件)、東ティモール (2件)、コンゴ) に要員を派遣している。

国際平和協力法に基づく日本の国際平和協力業務の実績

(平成17年12月現在)

国連平和維持活動(PKO)

第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM II)	選挙監視要員	1992年9月～10月	3人
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	1992年9月～1993年9月	8人×2(※1)
	文民警察要員	1992年10月～1993年7月	75人
	施設部隊	1992年9月～1993年9月	600人×2
	選挙監視要員	1993年5月～6月	41人
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	1993年5月～1995年1月	5人×2
	輸送調整部隊	1993年5月～1995年1月	48人×3
	選挙監視要員	1994年10月～11月	15人
国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	選挙監視要員	1994年3月～4月	15人×2
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	1996年2月～現在	2人×10
	輸送部隊	1996年2月～現在	43人×20
国連東ティモール・ミッション (UNAMET)	文民警察要員	1999年7月～9月	3人
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	施設部隊	2002年3月～5月	680人
	司令部要員	2002年2月～5月	10人
国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	施設部隊	2002年5月～2004年6月	680人×2+522人+405人
	司令部要員	2002年5月～2004年6月	10人+7人(※2)(※3)

(※1) 8人ずつ2回にわたって派遣したとの意。

(※2) 第1次はUNTAETから引き続き10人を、第2次では7人を派遣したとの意。

(※3) UNMISSETの施設部隊・司令部要員の第1次派遣要員は、UNTAETからの継続要員。

人道的な国際救援活動

ルワンダ難民救援	難民救援隊	1994年9月～12月	283人
	空輸隊	1994年9月～12月	118人
東ティモール避難民救援	空輸隊	1999年11月～2000年2月	113人
アフガン難民救援活動	空輸隊	2001年10月	138人
イラク難民救援	空輸隊(6人の運行支援要員を含む)	2003年3月～4月	56人
イラク被災民救援	空輸隊(6人の運行支援要員を含む)	2003年7月～8月	104人

国際的な選挙監視活動

ボスニア・ヘルツェゴビナ総選挙・地方選挙	選挙管理・監視要員	1998年9月	30人
ボスニア・ヘルツェゴビナ市町村議会選挙	投票管理要員	2000年3月～4月	11人
東ティモール制憲議会議員選挙	選挙監視要員	2001年8月～9月	19人
コンボ全域選挙	選挙監視要員	2001年11月	6人
東ティモール大統領選挙	選挙監視要員	2002年4月	8人

COLUMN

スーダンの和平とPKO

アフリカで最大の面積を誇るスーダンは大自然の豊かな国ですが、その温厚でおおらかな国民性にもかかわらず、複雑な民族構成と国際社会の利害の間で1956年の独立以来、内戦が耐えませんでした。かつての和平合意がいずれも成功しなかったことに比して、現在の「包括和平合意」（2005年1月）は、北部と南部の政治的・軍事的多数派勢力同士の合意であり、また、国連のPKOミッションが展開して停戦監視を行っていて当事者が容易に合意を破棄できないことから実効性が期待されます。

しかし、6年後の住民投票までに「国家の統一を魅力的にする」という双方の努力も、また、その努力を担保する国連のPKOも始まったばかりです。相互の信頼醸成も、石油収入の配分、帰属の定まらない第三勢力の取り込みという現実の利害の衝突の前に一進一退です。また、南北の内戦とは違った構造のダルフル問題も国連主導の解決が求められるようになってきました。スーダンの国民は、和平を歓迎しつつも、急激な経済の拡大と国連PKOの展開に多少戸惑いを覚えているようです。

スーダンでは、多くの日本人も国連、NGO職員として現場で活躍するようになりました。その中で、私は国連スーダン・ミッション（UNMIS）において軍と文民が合同で情報収集・分析を行う部署で情報分析業務に従事しています。国内の係争解決に向け最大の好機を迎えた現在のスーダンの和平は、複雑な課題を一つひとつ丁寧に解きほぐしていく労作業でもあり、国連の活動も、現在の問題の所在と意義を正確に特定し、将来起こり得る情勢の変化を予見することが前提となります。これまでの軍主導であった情報収集・分析に加え、政治、経済、社会的な要因との相関関係も含めて総合的に分析するというのは、世界各地のPKOにおいても新しい取組です。私もスーダンをはじめとする北アフリカでの現地勤務とアフガニスタン復興支援の経験を活用した分析を提供するよう努めているところです。

執筆：国連スーダン・ミッション（UNMIS）情報分析官 工藤 裕介

6. 軍縮・不拡散

【総論】

2005年は、広島・長崎の被爆から60年という節目の年であった。北朝鮮とイランの核問題、テロリストによる核物質の取得を含む大量破壊兵器等の拡散等の脅威が指摘される中、5月のNPT運用検討会議^(注25)と9月の国連首脳会合では、関係国の意見の隔たりが大きく、軍縮・不拡散分野の実質的な事項で合意することはできなかったが、これらの国際会議の場を通じて、今後の取組強化に向けた認識が高まったことは一定の前進と言える。

日本はNPT運用検討会議で「21世紀のための21の措置」^(注26)を提出するなど、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化のため、様々な外交努力を積極的に展開した。

核軍縮分野では、NPT運用検討会議及び国連首脳会合の遺憾な結果を受けて、日本が1994年以来国連総会に毎年提出している核軍縮決議案を新たに構成し直し、簡潔で力強い内容とした。結果、同決議案は168票という過去最多の支持票を得て採択された。また、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けて国際社会に働きかけるなど、現実的・漸進的に核軍縮を進めるための努力を継続している。

不拡散分野では、北朝鮮とイランの不拡散問題について、六者会合や国際原子力機関（IAEA）^(注27)等の場で平和的解決に向けた外交的努力を続けるとともに、IAEA保障措置の強化、拡散に対する安全保障構想



NPT運用検討会議に出席する河井外務大臣政務官（左）
（5月、ニューヨークの国連本部）

（PSI）への支持拡大、輸出管理体制の強化等に向けアジア諸国を中心に各国に積極的に働きかけるなど、不拡散体制の強化に貢献した。

核テロ対策の分野では、国連とIAEAで「核によるテロリズム行為の防止に関する国際条約（仮称）」と核物質防護条約の改正がそれぞれ採択されるなどの進展が見られた。

化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約については、普遍化、条約の国内実施の促進、機能強化の面で具体的な努力を行うように締約国及び未締約国に働きかけた。

通常兵器分野では、対人地雷や小型武器等に関する現場でのプロジェクトの推進に引き続き取り組むとともに、国連小型武器決議の提出等、小型武器問題解決のための道筋を示した。

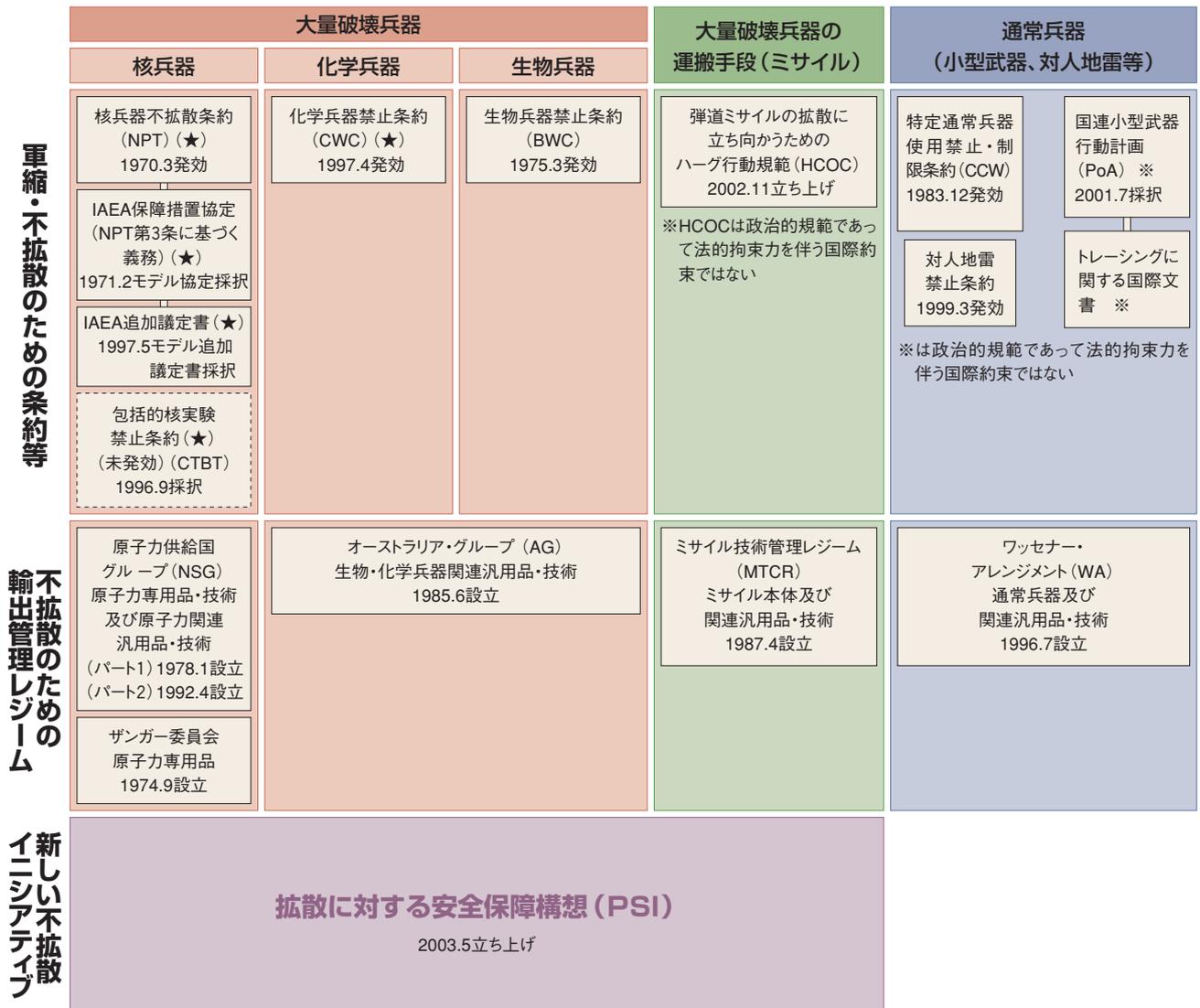
日本としては、今後とも核兵器や紛争のない世界の実現を目指し、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化のため、様々な外交努力を行っていく方針である。

(注25) NPT第8条第3項の規定により、5年に1回、NPTの運用状況について検討する締約国会議。1995年の運用検討・延長会議では、NPTの無期限延長が決定され、2000年の運用検討会議では、核兵器国による全面的核廃絶に係る「明確な約束」をはじめ、核軍縮に向けた現実的措置を含む「最終文書」が採択された。

(注26) 日本は、締約国がNPT運用検討会議において、NPTを強化するためにとられるべき更なる措置について共通の理解に達するよう、努力を倍加させるべきと考え、2005年運用検討会議の合意文書に含まれるべき21の措置を提案した（結局合意文書は発出されず）。

(注27) IAEA及びエルバラダイ同事務局長は2005年のノーベル平和賞を受賞した。ノーベル賞委員会は、同賞授与理由として、IAEA及び同事務局長による「原子力が軍事目的に利用されることを防止し、平和目的の原子力利用が可能な限り安全な方法により実施されることを確保するための努力」を挙げると同時に、「軍縮のための努力が膠着（こうちやく）状態にある中、また、核兵器が国家やテロリストに拡散する危険が存在し、かつ原子力がますます重要な役割を担っている状況下、IAEAの業務は計り知れないほどの重要性を有する」と評価している。

大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資等の軍縮・不拡散体制の概要



(注1) 図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの。

(注2) 通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。

(1) 核軍縮

日本は、核兵器のない平和で安全な世界の実現のために、NPTを礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化を極めて重視しているが、5月の2005年NPT運用検討会議では、中東諸国を中心とする非同盟諸国と西側諸国との意見対立等により、会議時間の約3分の2が手続き事項の採択に費やされ、最終的に実質的事項に関する合意文書を作成することができなかった。9月の国連首脳会合で採択された成果文書についても、核軍縮と不拡散のバランスを巡る意見対立等の結果、軍縮・不拡散に関する記述が盛り込まれなかった。これ

らの結果は、アナン国連事務総長が「本年2回失敗した」と述べたとおり、大変遺憾な結果であった。

日本は、CTBTをIAEAの保障措置と並び、NPTを礎とする核軍縮・不拡散体制の不可欠の柱としてとらえ、最優先課題の一つとして重視している。このような観点から、4月に、町村外務大臣はCTBT未批准の発効要件国11か国の外務大臣に対し、早期批准を求める書簡を発出したほか、会議中にもCTBTフレンズ会合を主催した。9月の第4回CTBT発効促進会議では、日本政府代表が未批准国に対し批

准を呼びかけるなど、発効促進のための外交的働きかけを行った。

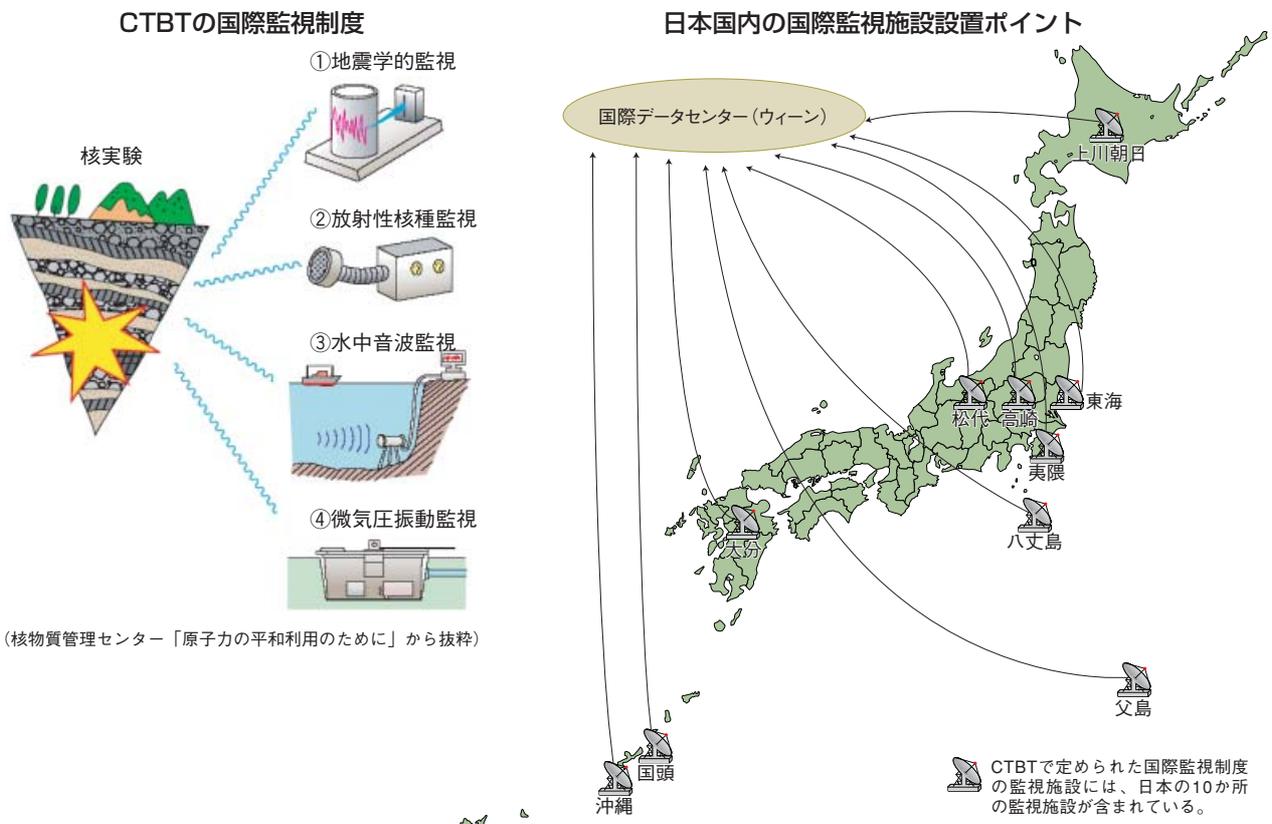
日本は、核軍縮・不拡散を進める具体的措置として、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始も重視しているが、ジュネーブ軍縮会議は、2005年会期においても、交渉開始を含む作業計画に合意することはできなかった。日本は、今後とも、同条約交渉の早期開始を含め軍縮会議（CD）の停滞を打開すべく粘り強い外交努力を継続していく。

現実的、漸進的に核軍縮・不拡散を進めるために、日本は1994年から毎年、国連総会に核軍縮決議案を提出して国際社会で核軍縮・不拡散に関するコンセンサスの形成に努めてきている。被爆60周年に当たる2005年は、決議案を新たに構成し直し、名称を「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな

決意」に変更し、重複を避け、簡潔で力強い決議案として国連総会に提出した。その結果、昨年まで棄権していた新アジェンダ連合（NAC）諸国も賛成にまわり、過去最多の168か国という圧倒的多数^(注28)の支持で採択され、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。

また、日本は核軍縮・不拡散と日本海周辺の環境汚染を防止する観点から、日露非核化協力委員会を通じてロシア極東地域に残された退役原子力潜水艦の解体支援^(注29)を実施している。本事業は「希望の星」と命名され、これまで1隻の解体支援を実施するとともに、11月のプーチン・ロシア大統領訪日時には新たに5隻を対象とする解体事業に関する実施取決めが結ばれ、今後、作業が具体化する予定である。

核実験の監視制度



(注28) 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」決議の採択結果は次のとおり。国連総会第一委員会（10月26日）では賛成166（英国・フランス・ロシアを含む）、反対2（米国・インド）、棄権7。国連総会（12月8日）では賛成168（英国・フランスを含む）、反対2（米国・インド）、棄権7。

(注29) 本事業は2002年6月のG8カナナスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的として、首脳レベルで合意された「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されているもの。

TOPIC

核軍縮決議ができるまで

日本が国際社会で主導的な役割を果たしている例として、核軍縮に関する国連総会決議ができるまでを見てみましょう。

1994年以来、日本は、毎年核軍縮決議案を国連総会に提出しています。決議案の作成では、核兵器のない平和で安全な世界を、現実的・漸進的な取組を通じて実現するという日本の基本的な考えを盛り込みつつ、大多数の国にとっても受け入れられる内容とすることが最も難しい仕事です。核軍縮の分野においては、核兵器国と非核兵器国の立場の違いが大きいのですが、こうした立場の違いを越えて支援を得るために毎年入念な準備を行って、核兵器国と非核兵器国の両方から支持を得てきています。

2005年は、6月から決議案を作成し始め、8月には主に核兵器国、そして近年日本の決議案に棄権をしている新アジェンダ連合（NAC）^(注)の国々と調整を開始しました。5月のNPT運用検討会議で合意文書が採択されないという残念な結果も踏まえ、今度の決議案は、前年までの決議の内容から更に強化しましたが、一部の核兵器国からは内容を弱めるよう、逆にNAC諸国からはもっと強めるようにとの反応でした。双方に受入れ可能な案文を作成するため、2か月の間に実に5回も案文の修正を行うなど調整は難航しました。10月の国連総会第一委員会の際には、働きかけを世界中の国に拡大し、ニューヨークの会議場では各国の代表団に、各国の首都においては相手国政府に、そして、東京では各国大使館に対し被爆60周年を迎えた日本の核廃絶の願いを伝え支持をお願いしました。

こうした働きかけが功を奏し、採択日の直前になって、調整が難航していたフランス・ロシア等の核兵器国及びNAC諸国からの支持が相次いで伝えられました。結果的には、10月の第一委員会では166か国、12月の総会では168か国という過去最多の支持を得ることができました。決議案に反対あるいは棄権した米国、中国等にも、引き続き日本の核軍縮に向けた考え方を働きかけています。

(注) 新アジェンダ連合：核軍縮において日本よりも急進的な立場をとる7か国の集まり（メンバーは、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン）。

(2) 不 拡 散

(イ) 地域の不拡散問題

北朝鮮については、2005年2月に核兵器を製造したとの声明が出されるなど、懸念される情勢が続く一方、同問題の平和的解決に向けた様々な外交努力が継続して行われてきた。約1年にわたる中断の後に2005年夏に開催された第4回六者会合では、参加各国が合意の実現に向けて外交努力を行った結果、北朝鮮の「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄の約束を含む共同声明に初めて合意し、核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となっている。北朝鮮の核問題は日本の安全保障に直結する問題であるとともに、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、関係国と緊密に協力しつつ、この共同声明の具体化に向けて議論・働きかけを行っていく必要がある。

イランは、2004年11月のEU3（英国、フランス、ドイツ）との合意（パリ合意）により、ウラン濃縮関連活動を停止し、EU3との間で長期的取決めにに向けた交渉を開始した。その後、6月のイラン大統領選挙を挟み、8月初めには、EU3が包括的な提案を示したが、イランはこれを不満とし、ウラン転換活動を再開するとともにEU3の提案を拒否した。こうした対応を受け、8月11日、IAEA特別理事会が開催され、イランに対して深刻な懸念を表明するとともに、ウラン濃縮関連活動の完全な停止等を求める決議を採択した。しかし、イランはなおウラン転換活動を再停止しなかったため、9月のIAEA理事会は、同国のIAEA保障措置協定違反（non-compliance）を認定するとともに、同国に対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連活動等の再停止を求める決議を、多数の理事国の支持（35か国中、22か国）を

得て採択した。その後、12月にEU3とイランとの「予備的協議」が開催されるなど、交渉の再開が模索されたが、イランの対応に大きな変化は見られず、2006年1月、イランはウラン濃縮関連活動を再開した。これを受けて開催されたIAEA特別理事会は、2月4日、本件を国連安保理に報告することなどを内容とする決議を、多数の理事国の支持（35か国中、27か国）を得て採択したが、その後、イランは、国内の研究施設においてウラン濃縮活動を再開した。日本は、イランが真摯に対応することを強く期待しており、引き続き、イランに対し、あらゆる機会をとらえて強く働きかけていく考えである。

1998年に核実験を実施したインドとパキスタンは、日本を含む国際社会からの働きかけにもかかわらず、依然としてNPT加入とCTBT署名に至っていない。日本は、引き続き両国に対し、NPTへの加入及びCTBTの署名・批准を働きかけてきている^(注30)。一方で、注目すべき新たな動きとして、シン・インド首相は7月の訪米の際、ブッシュ大統領との間で、両国政府が完全な民生用の原子力協力を行うことを意図したイニシアティブに合意した。日本としては、今回の合意について、NPTに非核兵器国として加入していないインドに対する原子力協力がNPTを礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制に与える影響等も念頭に注意深く検討する必要があると考えており、両国に対してこのような日本の考え方を伝えるとともに、今後の動向を注視している。

また、2006年1月には麻生外務大臣がインド・パキスタン両国を訪問し、軍縮・不拡散に関する局長級協議の立ち上げにそれぞれ合意した。

(注30) パキスタンでは2004年2月に「核開発の父」と呼ばれるカーン博士を含む科学者が、核関連技術の国外流出にかかわっていたことが明らかになった。これらは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものであるとともに、流出先の一つと見られている北朝鮮への流出は、日本の安全保障上の重大な懸念であるとの認識の下、日本はパキスタンに対し、累次の機会に遺憾の意を伝えるとともに、本件に関して日本に情報を提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めてきている。

(ロ) 大量破壊兵器等の拡散防止

(i) IAEA 保障措置

IAEA の保障措置^(注31)は、核物質等が軍事的目的に転用されないことを確保するための検認制度であり、国際的な核不拡散体制の実効性を確保する上で中核をなす制度である。核不拡散体制の維持・強化を主要な外交課題の一つに掲げる日本は、保障措置の強化のため積極的に貢献してきた。特に、可能な限り多くの国が保障措置の強化のための「追加議定書」^(注32)を締結すること（「追加議定書の普遍化」）が重要であるとの認識の下、日本は二国間・多国間の協議の場をとらえ、各国に締結を求めている。同時に、日本はIAEAが有する限られた人的・財政的資源の効率的な運用を重視し、IAEA事務局に対して保障措置活動の一層の効率化を求めてきている。この観点から、日本は、「統合保障措置」^(注33)がより多くの国に適用され、それに伴って保障措置の受入れ国とIAEA双方の負担や経費が削減されることが重要と考えている。

(ii) 輸出管理

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品^{はんよう}の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々による輸出管理についての協調の枠組みである。現在、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器及び汎用品の

それぞれに対応した以下の4つの輸出管理レジームが存在する。

- ①核兵器：原子力供給国グループ(NSG：Nuclear Suppliers Group)^(注34)とザンガー委員会(Zangger Committee)
- ②生物・化学兵器：オーストラリア・グループ(AG：Australia Group)^(注35)
- ③ミサイル：ミサイル技術管理レジーム(MTCR：Missile Technology Control Regime)^(注36)
- ④通常兵器及び汎用品：ワッセナー・アレンジメント(WA：Wassenaar Arrangement)^(注37)

日本はこれらすべてに参加している。輸出管理は拡散懸念国やテロ組織等、大量破壊兵器やその関連物資を入手し、拡散しようとする者に対し、言わば供給サイドから規制を行うための枠組みであり、日本はこれを積極的に活用しつつ、これら輸出管理レジーム自体の強化にも貢献している。ミサイルに関しては、日本は、2002年11月に採択された「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)」^(注38)を遵守し、信頼醸成措置の一環としてHCOC参加国を招待し、宇宙航空研究開発機構(JAXA)種子島宇宙センター国際視察を実施するなど、その実効性の確立と普遍化に積極的に貢献している。

(注31) IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内のすべての核物質について保障措置を受け入れる(包括的保障措置)ことが求められている。

(注32) IAEAとの包括的保障措置協定に追加してIAEAとの間で締結する議定書。この締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲や「補完的アクセス」による検認対象場所が拡大されるなど、IAEAの権限が強化される。2005年12月現在、71か国が締結。

(注33) 従来の保障措置協定(包括的保障措置協定)に基づく保障措置と追加議定書に基づく保障措置との合理的かつ有機的な統合を図る概念。具体的には、追加議定書の実施を通じ、「未申告の原子力活動及び核物質の不存在」の結論がIAEAより得られた国を対象に、従来型の保障措置に基づく通常査察を減少させることなどにより保障措置を効率化するもの。この「結論」が出された国はこれまで21か国であり、そのうち日本、オーストラリア、ハンガリー、インドネシア等について統合保障措置が適用されている(2005年12月現在)。

(注34) 核兵器開発に使用される資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする国際輸出管理レジーム。原子力関連品目(専用品)・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート1と、原子力汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2が存在する。2005年12月現在、45か国が参加。

(注35) 生物・化学兵器の開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、生物・化学兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。2005年12月現在、39か国が参加。

(注36) 大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与し得る関連汎用品・技術の輸出を規制することを目的とする国際輸出管理レジーム。2005年12月現在、34か国が参加。

(注37) 西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的とする対共産圏輸出統制委員会(COCOM：Coordinating Committee for Multilateral Strategic Export Controls)が発展解消し、その後継として設立された、①通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、②グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。2005年12月現在、40か国が参加。

(注38) 弾道ミサイル不拡散のための初めての国際的ルールであり、弾道ミサイルの拡散を防止・抑制する上で尊重されるべき原則とそのために必要な措置を示す政治的文書(法的拘束力を伴う国際約束ではない)。主な内容は、①大量破壊兵器を運搬可能な弾道ミサイルの拡散防止・抑制、②開発・実験・配備の抑制、③大量破壊兵器開発懸念国の弾道ミサイル計画について貢献・支持・支援しないこと、④信頼醸成措置の実施などである。2005年12月現在、123か国が参加。

(iii) 拡散に対する安全保障構想 (PSI : Proliferation Security Initiative)^(注39)

不拡散に関連する国際規範を受け入れていない国の存在等により、大量破壊兵器の拡散を完全には防止できていない現状に対し、従来の不拡散体制の「抜け穴」を埋めるべく、2003年にPSIが日本を含む11か国によって立ち上げられた。日本は、大量破壊兵器等の不拡散に関する日本の取組に沿ったものとしてこれまでPSIに積極的に参加してきており、8月にはシンガポール主催海上阻止訓練に艦船等を派遣して参加した。

(iv) アジア地域における不拡散体制の強化のための働きかけ

アジア諸国における大量破壊兵器等の不拡散体制の強化は、日本とアジア地域全体の安全保障の向上に資するとの認識の下、日本は2003年以降毎年度、東京でアジア不拡散協議 (ASTOP : Asian Senior-level

Talks on Non-Proliferation)^(注40)や1993年以降毎年度、アジア輸出管理セミナーを開催するなど、アジアにおける不拡散体制への理解の促進と取組の強化を目指す働きかけ (アウトリーチ活動) を積極的に実施してきている。

(v) 核燃料供給保証

核不拡散体制の「抜け穴」を防ぐ必要があるという問題意識から、エルバラダイ IAEA 事務局長が提唱する「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ (MNA : Multilateral Nuclear Approaches)^(注41)」について、2月に国際専門家グループによる報告書が公表された。今後、核燃料供給保証についての国際的な議論が活発化することが予想され、日本としても、世界の核不拡散問題に対応した新たな枠組みの構築に向け、議論に積極的に参画していく考えである。

(3) 原子力の平和的利用のための国際的な規制の枠組み

核不拡散体制に加え、原子力の平和利用を適切に進めるための主要な国際的枠組みには、原子力安全並びにテロリスト等による核物質及び放射線源の悪用の脅威に対応するための核セキュリティの枠組みがある。原子力安全に関する「原子力の安全に関する条約」及び「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の両条約を、日本は締結し実施している。核セキュリティの分野では、その強化のため、4月に国連で「核テロリズム防止条約 (仮称)」が採択され、9月の国連首脳会合で主要国首脳とともに小泉総理大臣がこれに署名した。また、既存の「核物質の防護に関する条約」を強化するための改正が7月にIAEAの場で採択された。日本は、これら条約及び改正の早期締結に向けた検討を行っているほか、特別基金への拠出等を通じて核セキュリティに関するIAEAの活動を積極的に支援している。

め、4月に国連で「核テロリズム防止条約 (仮称)」が採択され、9月の国連首脳会合で主要国首脳とともに小泉総理大臣がこれに署名した。また、既存の「核物質の防護に関する条約」を強化するための改正が7月にIAEAの場で採択された。日本は、これら条約及び改正の早期締結に向けた検討を行っているほか、特別基金への拠出等を通じて核セキュリティに関するIAEAの活動を積極的に支援している。

(注39) 大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の枠内で参加国が共同してとり得る措置を検討・実践する取組。2005年12月現在、60か国以上が、活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。

(注40) ASEAN10か国、日本、中国、韓国、米国、オーストラリアの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行うもの。

(注41) 現行の核不拡散体制においては、同体制を隠れみよとして、核兵器の原料となる核物質を生産し得る機微な濃縮・再処理技術を保有することは違法ではなく、不拡散体制からの離脱を決定すれば短期間のうちに核兵器用の核物質を生産することができるため、核不拡散体制の「抜け穴」を防ぐ必要があるとの問題意識から、エルバラダイ IAEA 事務局長が、2003年10月、新たなアプローチとして機微な濃縮・再処理技術・施設を多国間の管理に置くこと等を提唱した。

TOPIC

ノーベル平和賞を受賞した国際原子力機関（IAEA）とは？

原子力エネルギーは、日本の電力の約3割を生み出しており、我々の生活に欠かせないものです。しかし、その桁外れに大きなエネルギーが、軍事的に大きな価値を有しているのもまた事実です。この「両刃の剣」を平和目的にいかすと同時に、軍事転用を防ぐことは人類の務めでもあり、そのために1957年に国際原子力機関（IAEA）が設立されました。

原子力の安全対策や、放射線医療等も含めた幅広い活用も IAEA の重要な任務であり、例えば、IAEA が受け取ったノーベル平和賞の賞金は途上国における癌治療や栄養状態改善のための人材育成にあてられることになっています。

一方で、よく注目されるのは、ノーベル平和賞の受賞理由ともなった原子力の軍事転用を防ぐための活動で、核物質の計量管理と実際に原子力活動を確認すること（査察）がその中心です。核兵器保有等がおよそ考えられない日本も査察の例外ではなく、現在でも平均6名ほどの査察官が常時国内の関連施設の査察に当たっています。

日本は、原子力の平和的利用のモデルたるべく40年以上にわたり IAEA に協力し、原子力活動の透明性の確保に努めてきており、核物質の転用も未申告の活動もないとの評価を IAEA より得ています。しかし、核疑惑を抱える国の活動は、それとは逆に秘密裏に行われることが多く、IAEA も査察の強化に向けて取り組んできていますが、完全な活動の把握は容易ではありません。そのような中で、IAEA のノーベル平和賞受賞は、エルバラダイ事務局長も受賞演説で述べたとおり、安全保障（軍事不転用）と開発（平和的利用）のための努力を続けていくことへの「強力なメッセージ」といえるでしょう。



ノーベル平和賞を受領したエルバラダイ事務局長と天野 IAEA 理事会議長：
12月、ノルウェー・オスロでの授与式にて
(Photo credit : IAEA/Dean Calma)

(4) 化学、生物、通常兵器

(イ) 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）^(注42)は、化学兵器の開発・生産・保有等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を実効的な検証制度（申告と査察）により確保する大量破壊兵器の軍縮に関する条約としては画期的な条約である^(注43)。最近では、普遍化（締約国数の増加）及び締約国の国内実施措置の強化が大きな課題となっており、11月の締約国会議では、2003年に承認された「CWC 普遍化に関するアクション・プラン」が2年間延長され、また、「CWC 国内実施措置アクション・プラン」を更に具体化することが決定された。日本は、主としてアジア地域諸国を対象としたセミナー等 dengan こうした取組に貢献しており、2005年には特にイラクの締結促進とカンボジアの国内実施措置強化等を支援した。

(ロ) 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）^(注44)は、生物兵器を包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みであるが、条約の実施を確保する手段に関する規定が十分でないため、条約をいかに強化するかが課題となっている^(注45)。

12月の締約国会合では、科学者の行動規範について締約国間の共通理解と効果的措置を確認し、2006年の運用検討会議で各国がとった措置について情報提供することを促す報告書が全会一致で採択された。日本は現行の条約強化プロセスを支持しており、7月の専門家会合に専門家等を派遣して日本の知見や経験を紹介して議論の活性化に貢献するとともに、最終報告書の採択

に向けて各国との調整に努めるなど実質的な貢献を行った。

(ハ) 小型武器

近年、国際社会には、過剰な小型武器が存在し、紛争の激化・長期化、紛争終了後における治安の悪化、紛争の再発等を助長する原因の一つとなっているだけでなく、国家や社会の復興の大きな障害となっている。6月には国連小型武器行動計画（2001年策定）のフォローアップ事項として挙げられていた小型武器のトレーシング（追跡）に関する国際文書を策定するための交渉が妥結し、国連総会で採択された。2006年6月には、行動計画の実施状況を検討する履行検討会議が開催されることとなっている。

日本は、小型武器の回収と開発を組み合わせた「小型武器回収プロジェクト」を関係機関と協力して実施してきている。カンボジアでは紛争の予防・平和構築無償資金協力事業として同国政府及び地方政府と協力し、小型武器回収の対価としての開発、小型武器破壊、小型武器の管理・登録支援、啓蒙活動等を柱とした「カンボジアにおける平和構築と包括的小型武器対策プログラム」を実施しており（2002年度4.5億円、2004年度4.7億円を拠出）、2006年1月までに1万3,010丁を超える小型武器が回収された。

(ニ) 対人地雷問題

日本は、国際社会全体での実効的な対人地雷の禁止の実現、被害国に対する地雷対策支援の強化を「車の両輪」として、包括的な取組を推進してきている。前者につい

(注42) 1997年4月発効。2005年12月末現在の締約国数は175か国。

(注43) 化学兵器禁止機関（OPCW）が、締約国によるCWC遵守を検証するために査察団を派遣するなどの活動を行っている。

(注44) 1975年3月発効。2005年12月末現在の締約国数は155か国。生物兵器の開発、生産、貯蔵、取得及び保有を包括的に禁止するとともに、保有する生物兵器の廃棄義務を規定する。

(注45) 2001年に検証措置を導入する試みが中断し、2002年の運用検討会議再開会合において、締約国は条約の強化に関する5分野（国内実施、バイオセキュリティ、危機対処、感染症サーベイランス、科学者の行動規範）について協議し、締約国間の共通理解と実効的措置を促進していくことが決定され、条約の強化に関する協議が継続されている。

ては、より多くの国が対人地雷禁止条約（オタワ条約）^(注46)を締結することが重要であることを踏まえ、日本は、アジア太平洋地域の未締結国を中心に条約締結の働きかけを行っている。

また、後者については、日本は1998年以降、地雷除去、犠牲者支援、地雷回避教育等のため、30か国以上に対して200億円を超える支援を実施しており、最近では2005

年1月に南北包括和平合意が成立したスーダンに対して、同国南部における地雷対策支援を実施している。具体的には、緊急人道支援を促進するための地雷除去、難民・国内避難民の帰還に向けた地雷回避教育等のための約10億円の支援のほか、UNMISの活動に必要な地雷探知装置60台を供与した。

(注46) 対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2006年1月現在の締約国数は、日本を含め148か国。